

令和3年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第2日)

令和3年12月8日(水)

令和3年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年12月8日(水) 開議 午前10時00分
散会 午後 2時40分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記 青山敬則

出席議員の報告

日程第1 一般質問

- (1) 7番、加藤彰男
- (2) 4番、山本典式
- (3) 3番、伊藤真千子
- (3) 1番、浅尾もと子
- (3) 6番、森田昭夫

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は、8名でございます。欠席はありません。ただいまから、令和3年第4回東栄町議会定例会一般質問を開会いたします。日程第1、一般質問を行います。今回通告のありましたのは、御手元に御配付してあります議事日程のとおり5名でございます。質問は答弁を含め50分以内で行います。最初に、一括質疑方式、一問一答方式か、質疑方法を述べてから質問を行ってください。答弁者は自席にて行いますので、その旨お願いをいたします。

7番 加藤彰男 議員

議長（原田安生君）

それでは7番、加藤彰男君の質問を許します。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番、加藤彰男君。

7番（加藤彰男君）

議長の許可のもと、一般質問を行います。初めに、住民の予防接種、任意接種の助成、带状疱疹ワクチンなどの支援の拡大について一問一答にて質問いたします。全国の自治体では、住民の健康を感染症から守るために予防接種法によるワクチン接種が行われています。法律による定期接種以外に住民の希望者が受けられる任意接種も全国の多くの自治体で行われ、任意接種では、おたふく風邪、带状疱疹などのワクチン接種が実施されています。特に、今日の高齢化する社会の中で、高齢者の方の带状疱疹が社会的に取り上げられるようになってきました。带状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスで、そして、私たち日本人の多くが、幼い頃に水ぼうそうにかかっているため、日本の大人では、9割以上がこのウイルスを保有していると言われています。この点も带状疱疹が増加している背景とされています。以上の点を踏まえて、次の回答を求

めます。1点目です。初めに東栄町でのワクチンの定期接種、任意接種の実施状況はどのようになっていますか。また、定期接種以外の任意接種の進め方はどのように考えてみえますか。お願いいたします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。ただいまの質問にお答えいたします。定期接種につきましては、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオや結核、日本脳炎を始めとする、誰もが受けるべきA類疾病の予防接種と原則65歳以上の高齢者の季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、感染症及び子宮頸がんのワクチンとなっており、任意接種につきましては、高齢者以外の季節性インフルエンザ、おたふく風邪のワクチンがあります。また、任意接種につきましては、それぞれ助成制度がございます。任意接種につきましては、今後も現在の助成制度を維持していく考えでおります。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今、定期接種、任意接種の東栄町の状況について説明がありました。その中で、1点ですね、いわゆる法律のもとで定期接種、任意接種と分けられているんですけども、もう一方で、そのワクチンがそれぞれの年齢でどうなのかっていう点があるかと思えます。医療医学関係の学会では、推奨する予防接種のスケジュールを出しています。実際は、その多くの定期ワクチン接種は、この予防接種スケジュールでも、乳幼児期から学齢期この部分が、接種の推奨期間として、実際ワクチン接種が進められているというふうになります。そして、インフルエンザワクチンは、全年齢を通して接種が推奨されています。もう一方、その中でも、特に60歳以上の高齢者の方を対象にワクチン接種が推奨されている、そのようなワクチンがあります。インフルエンザワクチン以外にも、带状疱疹、水ぼうそう、肺炎球菌のワクチンです。医療関係、医学関係の学会によって、それぞれの年齢のステージに応じて、ワクチン接種をそれぞれの種類のワクチン接種を推奨していると。そのような認識について、町としてはどのように理解してるんですか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい、議員おっしゃるとおり、やはり、就学前、若年層に対して定期接種を行っております。また任意接種につきましても、高齢者のインフルエンザに対しては、助成、あと中学生以下のインフルエンザに対しては無償で、現在接種を行っていただいております。高齢者につきましても、あとは任意接種におきまして高齢者の肺炎球菌、こちらのほうは、1回につき3500円の助成を行っている状況です。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今先ほど言いました、高齢者の方のところで、今、答弁の中で肺炎球菌についての助成制度の説明もありました。带状疱疹について、次にお聞きします。愛知県内でも、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を進めている自治体があります。名古屋市と刈谷市です。また、県内でも、今後の実施を検討している自治体もあると聞いています。町として、带状疱疹ワクチンの接種やその助成措置についてどのように考えていますか。また町内の高齢者の方々の带状疱疹に関わる現状、そしてそれに応じた今後の任意接種の取組の考え方、先ほど肺炎球菌の説明がありましたけど、加えてという点も含めてですけども、さらに町として既に実施している名古屋市、刈谷市の助成制度について、具体的にどのように理解をしていますか、お願いいたします。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。带状疱疹の接種に対する補助制度は、議員おっしゃるとおり、県内では、名古屋市と刈谷市の2市が実施していると認識をしております。その助成内容につきましては、名古屋市の予定は2種類带状疱疹のワクチンはあるんですけども、ビケンという比較的安価なワクチンに対しては、1回4200円で接種できる。もう一つ高価なシングリックスというワクチンにつきましては、これ2回打たなきゃいけないんです

けども、1回につき1万800円で接種できると聞いております。もう一つは刈谷市におきましては、一律、どのワクチン、2つのワクチンを打っても3000円の助成というふうに聞いております。参考までに、带状疱疹で医療センターを受診された方は、令和元年度11名、2年度14名、3年度は12名でありました。また、医療センターで带状疱疹のワクチンを接種された方は、今年度5名おられます。ワクチン接種に対する助成制度の創設につきまして、豊橋市、豊川市、新城市に問合せをしてみました。いずれも当面実施予定はないという回答でありました。今後は、県内の状況、近隣市町村の動向を見て助成については検討していきたいと考えております。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今説明いただきました名古屋市そして刈谷市の状況も含めてですけども、先ほど言いましたように東栄町では、この任意接種について、高齢者の方のところでは肺炎球菌ワクチンについては助成制度をしているということですが、1回につき3500円というふうな内容かというふうに理解します。带状疱疹についての全体の概要ですけども、日本人ではですね、50歳代から带状疱疹の発症率が高くなり、70歳代でピークになる。そして80歳までには3人に1人の方が带状疱疹になるという確率があると言われております。そして带状疱疹の中の約7割が50歳代以上ということです。皮膚の症状、これが治った後もですね、50歳以上の方の約2割の方が長期にわたって痛みが残るといって带状疱疹後神経痛になる可能性も指摘されております。先ほどの名古屋市、刈谷市のところで、県下の54市町村の中で、2自治体という点があるわけですが、それぞれですね助成割合が違いますけども、全体としては半額程度をですね助成をしていくということになってるかと思います。この肺炎球菌についての助成額の東栄町の取り組みを考えたときにですね、全額では当然出来ませんが、一定程度の割合でですね助成していくということは十分あるんじゃないかというふうに思います。この点で、带状疱疹になられた方々の話ですね、実際に、そして50歳代、60歳代、70歳代、また80歳代の方々のですね、高齢者の皆さんの意見をですねちゃんと聞いていく、この中でこういう任意接種の助成が必要なかどうか。これ十分検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。さらにこれは高齢者の方のみではありません。今後誰もが年をとっていったときに、この町での老後の中において、将来の带状疱疹の感染予防、これがしっかりされている、その支援がされているという点でも重要な取組になるというふうに思います。その点では、今後のですね政策検討の中に十分あるんじゃないかというふうに思います。その点どうでしょうか。

〔議長、住民福祉課長〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。やはり今後、接種の状況とかニーズとか、こういったものをいろいろ考慮しまして、さらに、さらにというか、新たに検討始めていきたいと思っております。

〔議長、7番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

先ほど説明がありましたように、名古屋市の助成制度、これは2種類のワクチンについてですけども、もう一方のですね、シングリックスについては、高額な負担で、名古屋市の資料によればですね、2回接種した場合、それぞれの医療機関や個別のケースによって違いがあるとして、4万から6万の自己負担になるというふうに記載されています。この点でも、その軽減を図るという点でですね進めているというふうに思いますから、刈谷市がやってみえるようにですね、1回接種のビケンというワクチン、この部分をですね、実際、実費で払う場合は、7000円から1万円ぐらいかかるというふうに言われてるようですけども、この半額程度ですね、助成していくという点は十分あるんじゃないかと。やはり、名古屋市初め、刈谷市についても、また検討されているという自治体の話においてもですね、その自治体の政策としてですね、独自の政策としてそれをつくっていく住民の皆さんと政策を進めていくんだという点ですから、周辺自治体ということではなくて、この町自身が、高齢化の中においてですね、どのような生活、暮らしを支援していくのか、毎日の暮らしを支えていくのか。その点でも、この検討を是非ですね進めていただきたい。やはり住民の皆さんの意見要望、その中からですね、政策づくりをしていくという点では、私はこの帯状疱疹ワクチン、この助成制度の検討はですね、今後、来年度に向けてですね一つの課題として位置づけていただきたいというふうに思います。3点目ですけども、現在取組が進められています第3回目の新型コロナのワクチン接種について伺います。接種希望調査を始め住民接種に向けてどのように進んでいますか。そして、新たな変異株オミクロン株の感染が広がる中で、接種開始時期を早めるなどの対応、この点も含めてどのように準備を進めているのでしょうか。お願いいたします。

〔議長、住民福祉課長〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。現在、7月31日までに2回目の接種を終えた方を対象に接種の意向調査を実施しております。これ、回答期限が今週の金曜日となっております。この調査に基づきまして、希望者に対しまして接種券一体型予診票及び接種済み証明書と予約票を今月20日に発送する予定でおります。接種につきましては、医療センターで2月の上旬から接種を開始し、基本、月曜日、金曜日の午後、場合によっては水曜日の午後で接種を予定しております。なお8月以降に2回目の接種を終えた方につきましても順次接種の希望調査を実施しまして接種券等予約票と一緒に発送する予定でおります。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今答弁がありましたけども、一つは、接種そのものについては、これまでですね1回、2回の接種を通して、やはりワクチンそのものが確保され順調に接種ができるか、そしてまた会場の確保の問題やそれから人的な要素、幾つかの要素があって、ワクチン接種を支えているというふうに思います。今回の国のほうでの前倒しの接種、これについてですね、今後、スタート時期が早めれるかどうかということもありますけども、全体として、接種期間をやっぱり短縮というかですね、なるべく前倒しの方向でですね接種期間の中の接種回数を増やしていくとか、そういう点も含めて今後検討されていくという点でいいんでしょうか。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。前倒しの件につきましては、愛知県知事の方も、高齢者施設、あと障害者施設のほうを特に前倒しで実施して行くというような意向を表明されましたので、こちらといたしましても、やはり接種を請け負っていただく医療センターと、また当課の

調整いたしまして、はっきりとはここで言及出来ませんが、前倒しの件につきましてもなるべく沿えるように調整を進めていきたいと思えます。

(「議長、7番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、7番。

7番 (加藤彰男君)

前倒しの件は、やはり先ほど言いましたように全体の接種がスムーズに行われていくということを基本にしながらですね、どれだけ時間的な前倒しができるかという点ですから、今答弁がありましたようにいろんな要素からですね検討していただき、また国、そして愛知県との関係もあると思えますので、その辺を含めて調整いただきながらですね、この前倒しがどう可能なのか、またそれがスムーズにどうできるのかという点での検討をしていただきたいというふうに思えます。2問目の質問のほうに入らせていただきます。東栄町暴力団排除条例の周知と実効性、地域住民の暮らしと安全を守るためについてを質問いたします。東栄町では平成24年2012年に東栄町暴力団排除条例を制定しています。全国では、平成21年2009年の佐賀県での条例制定から始まり平成23年2011年にかけて47都道府県の全てで制定がされました。この間、そしてそれ以後の中で、全国の市町村でも同様の暴力団排除に向けた条例の制定が進められてきました。この暴力団排除条例は、条例の制定にとどまらず、この条例のもとで、行政、住民、事業者と警察などが一体となって暴力団を排除し、安全で平穏な地域づくりをとともに進めていくことがその趣旨です。過疎地も含め安全安心な地域づくりのために極めて重要な取組です。以上の点を踏まえて次の回答を求めます。1点目です。東栄町の暴力団排除条例は条例の制定以後どのような取組が進められてきたのでしょうか。条例にもあるように、町の責務、町民の責務、事業者の責務のそれぞれの立場からどのような取組が進めてきたのでしょうか。回答をお願いいたします。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい。総務課長。

総務課長 (内藤敏行君)

はい。失礼します。暴力団排除条例につきましては、平成24年3月に、議員も言われたとおり町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、地域経済の健全な発展に寄与し及び町民の安全で平穏な生活を確保することを目的に制定させていただきました。本町の取組といたしまして、まず課長職全員に不当要求防止責任者を

選任しました。また3年に1度の研修に参加し、警察、あるいは他の自治体との情報共有に努めております。このほか細かな話になるんですが、町の公共工事請負契約約款ですとか物品売買の契約約款には、それぞれ暴力団排除に係る解除を規定し厳しく制限しているところがございます。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今、条例制定以後の取組の概要について説明がありました。この条文の条例の条文の中でですね、特に大事な点は、それぞれの責務をどう果たすのか、行政も含めてということで当然あるわけですが、その点では、町の責任、責務ですねそれから住民の方の、そして事業者の方のというふうに述べているわけですから、この条例そのものが、住民の皆さんに、この暴力団排除条例が制定されていること、そして、その内容ですね、その意味について、趣旨についても知っていただくことが一番大事じゃないかと思います。ほかの自治体では、ホームページで暴力団排除の取組を紹介し、条例の趣旨やそしてその内容が分かるようにしています。東三河の多くの自治体でも同様にホームページから暴力団排除の取組や啓発の内容が分かるようにしていますが、この点、東栄町ではどんな取組となっているのでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

ただいまの御質問ですが、本町の場合、ホームページから条例等を検索することは可能となっておりますが、議員言われたとおり、この条例の趣旨ですとか解説、このようなものを、記事、載せた記事は掲載しておりません。他の市町村も参考にしまして、内容の検討、掲載するかどうかの検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

今、答弁いただいたようにですね、そのホームページだけではないわけですが、例えば広報紙もありますし様々な行政としての情報の伝達をする手段はあるかと思いますが、特にこのホームページについては、先ほどの答弁がありましたように、東栄町ではホームページから暴力団排除のことを検索するとですね、とても少ない情報ですね、それからこの暴力団排除条例そのものの概要やですねそれに類似したですね取組、つまり、この後述ベますけども、条例をどう活用していくのかという点の情報も出ていないと思うんですね。ですからやはりここは大きなポイントだというふうに思いますから、その点は、今の答弁の話については、是非ですね改善の方向というか対応していただきたいというふうに思います。それと同時に、先ほど答弁がありましたように、制定後ですねそれぞれ行政組織の中で体制を組んでるというふうになってるかと思うんですけども、制定後のこの10年近くの中で条例に抵触した事例、またはこの条例に定められた措置や指導、これに該当したものっていうのはあったんでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

少し調べさせていただきましたが、条例に抵触した事例はございませんでした。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

抵触した事例はないということなんですけども。一つ、この条例が制定した後、機能させていく。つまり生かしていくという点では、幾つかの取組みをしていかないと、この条例制定だけでは不十分になる。東栄町でのですね行政の申請手続や補助事業の手続などの要綱、それぞれ各課が決める手続きのマニュアルとかそういうことだと思うんですけどね、この要綱、これについて暴力団排除の条項がまず入ってるかっていうことが一つ。それから先ほどありましたように、入札の部分等ですね資格審査やその辺では、それからあとほかのところでも要綱に入ってる部分があるという説明があったんですけども、全体としてこの要綱等はですね条例も含めて要綱等がですねチェックされてるかどうかな。あるいは時間的な部分として、あと新たに制定したものを含

めてチェックされてる。それから各課が持っているそれぞれの分野のところの幅としてのチェックはされてるか、この点はどうでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。東栄町におきましても、今言われた暴力団排除条例ですとか公共施設の暴力団排除に関する条例、不当要求行為等の対策要綱ですとか、細かく言えば町営住宅の管理条例など様々な条例、要綱をにおいて暴力団排除について規定しておりますが、細かく調べたことはございませんので、ほぼこの要綱は文言を盛り込んでおと思いますが、最近制定したような補助要綱ですとかこのようなものはまだ私調べてございませんので調べさせていただきたいと思います。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

是非、今お話があったように、時間の経過の中で、この10年近くというところですね、時間の問題と先ほど言いました各課が持っている様々な要綱、これは各課のところで判断して必要だから作ってるわけですけども、これがですね、この暴力団排除の趣旨としてですねちゃんと機能してるかどうかという点を確認をお願いぜひお願いしたいと思います。3点目ですけども、暴力団排除条例を制定している東三河の自治体でも警察署との連絡協議体制を明文化して実効性のある取組というのが既に行われています。東栄町役場で、毎日の行政の事務の中で、この暴力団排除の実効的な仕組み、措置がどのように図られているか。先ほどのところで、条例制定後の取組みの話もありましたし、それから要綱等の話もありました。この部分をしっかりやっていくことは、改めて重ねてですけども重要であり、さらに、この取組に、一連の取組ですね、やはり先ほどの条例に載っているところの住民の皆さんや事業者の皆さん、この必要、協力そのものがですね大変必要不可欠です。住民や事業者の方へ、先ほどのホームページの内容も含めてですけども、必要な情報提供やそれから日々の啓発活動、これを行いながら、やはり暴力団排除の取組を周知していく。徹底していく。このことは必要だと思いますが、改めてその点どうでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

ただいまの御質問でございますが、今言ったとおり周知という点では、あまり積極的に行っていなかったということで、ホームページの趣旨ですが解説、また広報紙にも掲載して、これはどんな条例なのか、解説をもって住民の方に周知をしていきたいと思っております。以上です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

実効性のある取組ということで、そのとこで話を今してますけども、少し具体的な内容としてお伺いしたいと思うんです。先ほどの多くの自治体という中の話なんですけども、多くの自治体では警察署と行政の事務及び事業から暴力団の排除を徹底するため相互の連絡協議体制の確立という内容の文書での合意書を取り交わしています。隣の設楽町さんでも設楽警察署さんと合意の取り交わしをしています。一つはやはり町自らが、先ほどの制定後のいろんな取組があるんですけども、これを機能させていく点からも、行政の事務事業を暴力団排除の点からチェックできる仕組みが必要と思うんですね。これは自らがというと、同時にやはり社会的な問題ですから、警察の、警察署との連携の中でですねチェックしていくというふうになると思います。そして、ではそのようなものが出来た中で行政組織がどう変わったのか、どう対応しているのかというふうになります。これも同じように東三河のある自治体ですけども、各部局、東栄町では各課というふうになると思いますが、暴力団排除条例またはそれに基づく要綱等になると思いますが、抵触、該当しないかの照会確認、これを自治体の担当の課で一元的に取りまとめて警察に問い合わせるという仕組みになっています。当然、自治体の規模が様々でありますから、ここのところなければ大きなところですので、年間で平均すると数十件の照会、問合せがあるというふうに言われています。そして、それぞれの自治体で、先ほど言いましたけども申請手続きや補助事業の手続きを定めている要綱、この中に、申請者や申込者が暴力団排除条例に該当しない旨を事前に確認するためにはこのようなプロセスで確認する。つまり、行政だけでは出来ないわけですから、警察の力を借りながらやっていくというふうな相互の関係になるわけですね。このチェックの内容はどこまで、当然、行政の立場としての公平性、透明性と行

政の持っている基本的な立場がありますから、その点を含めた中なんですけども、豊橋市さんと豊橋警察さんとの合意書、この内容は既に豊橋市のホームページでも出ていますけども、からも検索出来ますけども、この合意書の中では、自治体の契約、補助金の交付、そして自治体の権限における許認可、そして公営住宅の入居など、9項目にわたって暴力団排除の対象を具体的に明記されています。この点を通じて言えることは、行政として条例、要綱に暴力団排除の条項をしっかりと示していくということです。もう1点はやはり警察署と連携した取組み。このために合意書を取り交わしていくということです。さらに、これまでに述べてきましたように、この町、地域として、やはり多くの人々の力を借りる点から言うならば、住民の皆さんや事業者の方と協力してこの暴力団排除の取組みを広げていく。この3点がどうしても大事だというふうに思います。こうした取組み、仕組みを通してですね、町内の住民の皆さん事業者の方はもちろんですけども、町外の方にもこの町全体で暴力団排除を進めているんだと、このことを意思を伝える、示していく。このことは重要になってくると思いますね。ホームページ、先ほどのホームページの話それから広報誌、そして街頭での掲示も含めてですけども、今後検討していくいくつかの点があると思いますし、それはやはり他の自治体で比べれば早急に進めていく必要があると思います。その点どうでしょうか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

まず警察との連絡、協議体制でございますが、現在東栄町にはございません。警察と情報共有するということは大変重要と考えるので、協議の上ですね協定等の仕組みづくりを検討させていただきたいと思います。いろいろ条例ですとか制定しておるわけですけども、ここで住民、事業者と一体になってということ、議員言われるとおり重要となってまいりますので、ここにつきましてもまた細かなところを検討させていただきます。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番。

7番（加藤彰男君）

先ほどの3点の部分も含めてですね、是非、暴力団排除の取組みをですね、まさに

実効性のある取組みというふうに行政の中で示していく。そして、住民の皆さんと一緒に進めていくんだという点をぜひ進めていただきたいというふうに思います。私たちの町この東栄町、この1年余りの間に地方自治法のもとで条例改正、町長解職という二度の直接請求、そして町長退職による8月の町長選挙、その後は、住民監査請求さらに住民訴訟と続いています。地方自治の首長と議会の2元代表制という間接民主制の中で、制度の中で、住民の意思を直接反映する形の直接請求が二度行われ、また4年の任期を待たずに、自治体の長である町長の選挙が実施されました。今回私は、带状疱疹などの任意のワクチン接種の助成の拡大、そして暴力団排除条例の周知と実効性のある取組について質問いたしました。それぞれ各課のところでぜひ検討をですね前向きに進めていただきたいというふうに思います。私たちの町東栄町は、小さな自治体で住民と行政職員の顔が見える関係です。毎日の暮らしを通してお互いにつながりそして安心して暮らせる地域づくりのために、何よりも住民の皆さんの要望、意見。これにしっかりこたえる行政の仕組み、姿勢が求められると思いますし、これが大切な土台だというふうに思っています。この間の町政から何を学び、どう生かしていくのか。2元代表制である行政、そして私たち議会が、それぞれの立場から考える必要があるというふうに思います。そして、この共通した土台は、それぞれがともに住民の皆さんのために、住民の皆さんの日々のために頑張っていくというふうに思います。今回のこの2つの質問を含めてですね是非それぞれのところで、また行政全体でですね検討を進めていただきたいと思いますし、まさに検討は実行してく、それが住民の皆さんに返っていく、届いていくということだと思いますので、是非お願いしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

以上で7番、加藤彰男君の質問を終わります。

----- **4番 山本典式 議員** -----

議長（原田安生君）

それでは、4番、山本典式君の質問を許します。

（「議長、4番」の声あり）

4番、山本典式君。

4番（山本典式君）

では、議長のお許しをいただきましたので、一括方式で一般質問をいたしたいと思っております。今回につきましては、新医療センター等建設にかかる財源確保等について伺いたいと思っております。今回の新医療センター等建設するに当たり最も重要な財源で

ある国民健康保険調整交付金、約1億4200万円の確保に失敗したことは、非常に残念に思います。9月に入り、議会全員協議会及び議会定例会にて謝罪と経過説明がありました。それによると、町長は一旦6月末で辞職していますが、職務代理者である副町長は7月初めには、この事実を知っていたと思われまゝ。その後、町長再選となりましたが、交付金確保の失敗原因となる確かな報告とあわせ、責任所在も明らかにしないままに新たな財源が確保されていない状況の中で入札を執行し、本契約に関する議案を最終の議会本会議に提出、賛成多数で可決するに至りました。以上のことから分かるように、町長の建設ありきの取組姿勢が、交付金の確保に失敗したと。根本的な原因ではないかと考えています。この点を中心に、町長の責任を質したいと思います。重複した質問もあるかと思いますが、明確な答弁をお願いいたします。第1問として町民への回覧文書、これは10月1日付けです、について伺いたい。①調整交付金額が回覧文書に明示されていないのはなぜか。2点目ですけれども、文書中の例えば、交付金は現状では確実に見込むことが出来ないと記述しながらも、一方では、最後のほうで、少しでも交付金がいただけるように最善の努力を重ねていく、とあるが、この文書は内容的にも矛盾してると思うし、最善の努力を重ねていくとは何をどうするのか。具体的な説明をお願いしたい。3点目は、この回覧文書は、町民の皆様への皆さんへのおわびの文書と思うが、この1枚の文書でもって説明報告に代えるつもりなのか。直接の謝罪は省くつもりなのか。その点をお伺いしたいと思います。それから大きな2番目としまして、新たな財源としての過疎債確保の見通しを伺いたい。3点目が、入札執行の時点では、新たな財源確保がされていないにも関わらず、延期等の手段をとらず入札執行に踏み切った見解を伺いたい。それから4点目が、町の経過説明に町のほうからの経過説明ですけれども、交付要件を県国保課を通じて厚生労働省に確認しながら協議を進めておりましたと、こう説明しているけれども、町が言うように確認協議をしていたなら、交付金の失敗という結果にはならないと思うがこの点どうか。それから、5番、5点目としまして、町長はなぜ建設ありきでそんなに急いで進めるのか。急ぐより慎重さが必要ではなかったのか、伺いたい。例えば、これは私が思うことですが、例えば、急いだと思われる点として。1点目が、設計を委託しながらも当初予算には概算の建設工事費を計上したこと。2点目が、今回の交付金の確保失敗も、要件の交付金要件ですね、要件の独断的な解釈により確認を怠ったこと。3点目が、基本設計完了後少なくとも、県国保課のチェックを受けた上で実施設計に着手すべきと思うが、その点を怠ったために交付金対象の施設とならなかった。4点目が、財源確保がされていないのに入札を執行したこと。以上で通告書の説明を終わります。

議長（原田安生君）

4番山本典式君の質問が終わりました。質問に対する執行部の回答を求めます。

〔議長、住民福祉課長〕の声あり〕

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。それでは私のほうから順番にお答えしていきたいと思います。まず、大きな1番の①、調整交付金の金額が明示されていないのはなぜか。これは町民への回覧文書についてでございますけれども、こちらは特に意図したものではございません。次に、2番目の文書中の、例えば現状では確実に見込むことが出来ない」と記述しながら、一方では少しでも交付金がいただけるように、最善の努力を重ねていくとあるが、この文書は、矛盾していると思うし、最善の努力を重ねていくとは何をどうするのか、具体的な説明をお願いしたいということですが、現状、この交付金の事前協議の前の段階の計画内容の協議の段階であり、少しでもこの交付金が交付されるよう、来年度8月の事前協議までは、最善の努力を続けていきたいと思っております。次に③番ですが、この回覧文書は、町民の皆さんへのおわびの文書と思うが、この文書をもって説明、報告にかえるつもりなのか、直接の謝罪は省くつもりなのかという質問ですが、現状をこの文書で説明、報告をさせていただきました。次に、大きな2番、新たな財源としての過疎債確保の見通しを伺いたい。この点につきましては、過疎債につきましては、県の関係部局と打合せを行い事務処理を進めております。次に、大きな3番、入札執行の時点では、新たな財源確保がされていないにも関わらず延期等の手段をとらず入札執行に踏み切った、見解を伺いたい、ということですが、こちらは、予算上、支出負担行為ができる状態にあるため、入札執行は問題ないと考えております。次に、大きな4番目ですが、町の経過説明に、交付要件を、県国保課を通じて厚生労働省に確認しながら協議を進めておりましたと説明しているが、町が言うように、確認協議をしていたら失敗という結果にはならないと思うが、この点はどうか、という点でございますけれども、現状、交付金の事前協議の前の計画内容の確認の段階であり、引き続き、要綱の解釈の確認についての協議は続けております。次に、大きな5番の1番目、設計を委託しながらも、当初予算に概算の建設工事費を計上したこと。この点につきましては、一般的に工事の場合、予算では、概算で工事費を計上しまして、実施設計で出された額を予定価格としております。次に、今回の交付金の確保失敗も要件の断続的な解釈による確認を怠るという点でございますけれども、町としましては、交付要綱の解釈は、保健福祉センター内に検診用の2つの診察室を整備することで交付対象となるものと判断しておりました。次に、3番目ですが、基本設計完了後、少なくとも県国保課のチェックを受けた上で実施設計に着手すべきだったと思うが、その点を怠ったために交付金対象の施設とならなかったという点でございますけれども、こちらは、今お答えしたとおりです。最後に、財源確保がされていないのに入札を執行したこと。こちら、先ほどお答えし

たとおり、予算上支出負担行為ができる状況にあるため、入札執行は問題ないと考えております。以上です。

議長（原田安生君）

はい。執行部の回答が終わりました。

再質問。はい、4番。

4番（山本典式君）

再質問に移りたいと思います。私、本当に残念だなと思うのは、こんだけの1億4200万円、結果的には町長が最終決裁するんでしょう。最終決裁して課長が動くわけですよ。それが結果的にはもらえなんだということは本当に重要だと私は思うんですよ。だから私の質問に町長が答えられるところは答えていただきたいんですよ。それを全部課長にやらせるってどういうことですか。教えてください。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず何回も言いましたように私が答弁しても課長が答弁しても同じ答弁ということでお願いをしたいと思いますが、それからもう一つ、今回、住民監査請求却下から訴訟事案にされたという状況でありますし、その経過判断を待ちたいというふうに思っておりますが、住民訴訟に係る件につきましては、その最中でありますことから、この以後、これに関する答弁は控えさせていただきます。今、1回目の答弁につきましては、9月議会が終了された状況の中での答弁ということでありますので、その辺は御理解をいただきたいと。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

予定してなかったんですけど。町長は、私が言っても、課長が言っても同じだということなんですけど、責任の度合いが違うんですよ。町長職が最終決裁でしょう。同じだっという意味合いはないんじゃないですか、そういう答弁は前置きの答弁は。まあいいです。再質問します。ちょっとあらかじめお断りしておきますけれども、私は

重複した質問がいろんなところで出てくるかと思いますが、そこら辺は、ひとつできるだけ明確な答弁いただきたいと思っております。順序も、時間の関係上、順序不同になるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。最初に10月1日付けで配付した中に、交付金のあれが書いてないということの質問でも、意図したところはないと。これはうちのほうが考えることであって、書かにやいかんほう、主体となるほうが意図したことじゃないっていうと、それを受けるほうが意図したんじゃないかと思うわけですよ。だから、これは明確に書いたほうがいいんじゃないですか。そういうことを私は言いたいですよ。正直言って回覧文書はある程度予備知識がないと分かりにくいかもしれません。私も組内の人から、何が書いてあるかわからんじゃないかというような話もあって、取りあえず私はみんなのお前で説明しました。この文章の末尾に深くおわび申し上げますということと、今後も交付金が少しでもいただけるよう最善の努力を重ねていくと書かれたので、私はこの文章は明らかに交付金がもらえなかった、確保失敗したことのおわびだなど、そういうことを思ったもんですからそこを視点に重点的にお話したわけでございます。そうだとすればこの文章がそうだったとすれば恐らくそうだと思いますけども、町長はもっとストレートに、例えば表題は整備についてじゃなくて、おわびの文書にしたらどう、どうです、どうだったかということと、それから内容的を外したような表現やオブラートで包んだような言い回しはやめて、町民の皆さんが素直に理解できるような文章のほうが良かったんじゃないかなということを思いました。再度、端的に伺いますが、交付金1億4200万円の確保に失敗したということについて、町民の皆さんに直接説明をする場を設けるなら別ですけども、この1枚、これ現状報告だって先ほど課長さん言いましたが、この回覧文書1枚で済まそうとするなら、もちろん交付金額を文書に明記するのは、これは当然だと思えますよ。そのほか、確保に失敗した原因だとか責任の所在など、そういったものを明らかにすべきではなかったかと思うんです。というのは、深くおわび申し上げますっておわびにならんじゃないですか。何でもそうです、申し訳ありませんでしたって言ったって何が申し訳ありませんでしたかって。逆に返ってくるんでしょ。こういうことで申し訳ありませんでしたというのが当然であって、これ文書でも同じだと思う。深くお詫び申し上げますの一文だけでは理解、納得が住民の人は出来ないと思えますよ。その点どうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほど課長が答弁したとおりでございます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

町長そういう答弁で全部終始するんですか。結構です。2番目言うんです、この文章ね私、2点目に上げたんですけど、文書の内容が矛盾してるんじゃないですかって私言ったんです。だけど、課長は、これは事前協議の前段階の打合せだって、だけど、経過報告の中には、もう交付金が来ないよと、来ないよ付けないよということで、私は経過説明があったんだと理解しております。というのが1点ですがこれ私の質問書読みますと、今後少しでも交付金がいただけるよう、最善の努力を重ねていくとのことですが、町長としては交付金確保に失敗したということをお認めたくないという気持ちがある、気持ちからということをおっしゃると思いますが、結論的に言えば、私はですよ、私はどう考えてもこれはあり得ないと思うんですよ。というのが、一つは、この9月に交付金から過疎債に財源を切替えた議案が提出されて、議会の議決を得てるんでしょう。可決されてるんですよ。この事実は町長が交付金の確保を諦めたってということじゃないんですか。どうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先程も言いましたように、それは関連する質問だと思いますので答弁を控えさせていただきます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

町長マスクやってるもので、どう言って答弁してるかわからない。私は議会の議決を過疎債について議会の議決を得て、いやいやそれは最悪の場合ですよというようなことを言えるんですか議会に対して、もうこれは交付金諦めたってことの措置の中で過疎債を計上して議会に出したんじゃないですか。そんなん、仮にっていう

ことあるんですか議会に出すに、もう1回答弁してください。

(「議長、町長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、町長。

町長 (村上孝治君)

何度も言いますように、現在訴訟の関係上ございますので、その最中でありまして、これに関連する答弁は控えさせていただきます。

(「議長、4番」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、4番。

4番 (山本典式君)

訴訟の対象になるって、まだ公判中じゃないんでしょう。僕、私はそう思うんですけど、今回きつと町長とそういうこと言うだろうなと思ったんですが、真実は一つなんですよ。僕のレベルの質問なんて大した事はないかもしれませんが。いずれにしても質問に対する回答というのは真実は一つだと思うんですよ。今度、公判が始まったら同じことを言えばいいんじゃないですか。何か差し障りあるようなことを言うんですか。私、それで私は議会の議決を得てると、だからこれはもう交付金諦めなさいよっていう意味じゃないんですか。それは言うておきます。それで続いて言うのは、私予測してない答弁、答弁いただいたんで、ちょっと勝手な質問をつくったんですけども。はっきり言いますけども、経過説明の中で言ったのが、県国保課では、もし東栄町が交付金1億4200万円をいるとすれば、必要なら増築しなさいよと。対象となる部屋を作りなさいよと。そうすれば1億4200万円を付けますと、というような説明があった。けどもこれは執行部のほうで言うには、今の実施設計でいったほうがいいんだと。安いんだと。だから、交付金をもらうために増築するのを諦めて、今回の実施設計でいきますよと、そういう説明じゃなかったんですか。そうすると、この報告だったと思いますけども。このことからしても、交付金確保あり得ないということになると思うんですよ。どうですか。

(「議長、町長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何度も言いますように、そのことの答弁によって関連する答弁となりますので控えさせていただきます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

そうやって全部、交付金がもらえなかったことを私は中心に質問するものですから、これ以下のほうが絶対に町長の答弁はないと思ってます。でもそういう回答になる、回答で結構です。でも町長に質問します。私はね、私は最終的にこの回覧文章の内容は、町長としてもう9月に、9月議会が終わってこういったもの過疎債なんかも議決されてるんですよ、可決して。そのあとの文書の町民への配付でしょ。だから、もう過疎債で議決されたことも含めて、本来は僕は謝罪の文書なら、そういうような方向で進めておるといぐらいの内容はあってもしかりだと思っんですよ。これだとね、私は、議会のそういう過疎債はこっち置いといて、町民に対して私は、町民に対して、ありえもしない期待を持たせた、その事実を曲げた虚偽の内容の文書でもって町民に配布したことは、責任ある町長としてやるべきことじゃない。ないということを思います。虚偽の文書は配布したと、いうことこれ町長として責任感じないんですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。町長。

町長（村上孝治君）

先ほど答弁したように、その段階での報告ということで、述べさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

もう1点ね私、この回覧文書の中でこういうことおかしいなというのはね、私は推測だといかんもんできちんと答えていただきたいんですけど、もう1点あるんですよ。

この交付金は全国的にも活用事例が少ないって書いてあるんですよ。回覧文書の中に。と前置きしながらも、本来なら活用事例が少ないというなら通常より慎重な対応が必要だと思うんですよ、こういう事業については。そのはずだと思いますけれども、実際には経過説明の中であったのが、町は自分たちは交付要件を満たしていると解釈して思い込みをし、確認しないまま進めてきたと、というような感じの説明してるんですよ。全くこの事例を挙げたことと真逆な方向で進んできたということだと私は思うんですよ、本来なら、事例が少ないなら、きちんと非公式、公式にももちろんそうだし非公式にも、電話、電話でも何でもいいですけども、ここはこういうのはどうだと、そういう慎重な対応が必要なんですけども、経過説明の中では全く逆な経緯を説明してるんですよ。今回の、私は、実際にはこういう交付要件を満たしていると思込んだ。これが、今回の失敗につながったということは本当に驚きです。というのは、保育園もそうだったと思うんです。確か 6000 万の補助金が入る、ちょっと私記憶で今言うんですけど、6000 万の補助金が入ると言ったのが結果的には 2600 万だったと思うんですよ。その時の説明が、要綱の解釈は、したら 6000 万入るように私はとらえたと、確かそういうふうな答弁がちょっと若干細かいところは違うかもしれませんが、保育園も全く同じなんですよ。これから言うと、私から言わせると、このことはね本当にね避けて通れることだったと思うんですよ。初歩的なミスだと思うんですよ。この初歩的なミスであって慎重さを欠いたと言わざるを得ないと、私は思うんですよ。私は、私のことも町長よく答弁の時に私の事引き合いに出すんですけども、私も長い間、東栄町の役場でお世話になってきたわけでございますが、今度は逆に私言わせてもらうんですけども、町長も役場職員としての大型事業もやってきたと思うんですよ。長年のキャリアがあったと思うんですよ。にもかかわらず、なぜこのような初歩的なミスを見逃したんですか、最終決裁で。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

すいません。住民福祉課長がお話を回答したとおりであります。現状、交付金の事前協議の前の計画内容の確認の段階であります。まずこれは 9 月議会の時にもお話をさせていただきました。そういう段階の中でありましたので、引き続き先ほども答弁させていただいたとおり、要綱の解釈の確認については、協議を続けております。以上です。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

だけどね、事前協議の前の段階で前の段階でっていうんですけども、ちょっと私、解釈違つとったら謝りますけども。7月6日に事前協議の前の段階で資料を出せと。それで7月27日に交付金の対象にならないよっていう決定がされてる。7月6日の時に、県や私報告聞くですよ、県や厚生労働省は、これはおかしいじゃないかという疑問を持つとったと思うんですよ。子育て支援センター、これは私からみても異質な、保健センターとは異質なんですよね私から見ても、名前も違うし、それを取り入れて交付金の対象にして全部やるんだって、これは町長、長年、事務的な面、職員としてやってきたことの中で、本当に注意せにやいかんことだと私は思っておったんですよ。異質な、こういうものを入れていいのかということは私も思ったんですよ。だから、前の段階でっていうんですけども前の段階でもう交付金は対象にならないよって決定されてるんじゃないですか。そういう説明じゃなかったんですか、経過説明。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何回も言いますように関連する問題になりますので、このことについては答弁を控えさせていただきます。

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

私ね、はっきり言うておきます。町長何しゃべつとるかマスクで私あんまりはっきりわからないもんですから一方的にしゃべるとこあると思うんですけど。本当にねこういうはっきり言うて担当者に本当はあれしたくないんです。最終決裁は町長にあるんですから。町長も副町長も職員上がりで失礼ですけど、職員上がりで来て就いてるもんで、こういう交付金とか補助金がもらえる要綱に対して適切かどうかっていうのは、やっぱしチェックして町長も来たと思うんですよ。それを他人ごとのように答弁。しっかりした答弁もいただけないと本当に残念だと思います。1億4200万円ですよ。もう一つね、次移りますけども、過疎債の確保の見通しですけども、これは県とも話

し合ってやってきとるということですけども、私ねこれ何でこれあげたかっていうと、今の段階で分かるかどうかなどは思ったんですけども、もう交付金がもらえないとすれば、あと過疎債か自前でやるしかないんでしょう、残すところは。だから僕は大事なあとと思って、町長の見通しがあえて聞いてみたんです。というのは、私も過去に同様の経験があったんです。現職の時に。というのは、8億円余の過疎債、オール過疎債で事業やることあったんですよ。はいだいぶ前の話になる、その時に県へお願いしたら、通常枠じゃ駄目だと、県は対象にならない、対象というのかな予算枠がないと。だから国にいつてもらってくれと。特別枠で、だから、また申請書を作り直して、私は全てやったんじゃないですけど、ほかの職員と一緒にいったんですけど、国のほうへ行って、8億円余の過疎債特別枠でもらってきた経緯があるんです。だから私は心配してるんですよ。これ6億円ですよ最初、最終的には。そこら辺一回改めて答弁お願いしたいんです。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。そちらにつきまして先ほど住民福祉課長が答えたとおりでございまして、県とその点についてはですね協議を進めておる状況であります。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

じゃあこれも仮の話なものでお答えいただけないかもしれませんが、もし過疎債1億4200万円また新たに追加したわけですね。それでこの継続費みると6億1000万、6億1000万かな。最終の過疎債そんなものになってると思うんですよ。そうすると、仮にですよ、もし過疎債、医療センターばかりじゃないと思うんですよ。通常のほかの事業にも過疎債充てるものですから。きつともっと増えてくると思うんですよ。そうすると仮にこの過疎債の確保も失敗となれば財源はどこに求めるのか。答弁出来たらお願いしたいと思います。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。6億1000万についても、額についても含めてですね、県と協議を進めております。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

よくわからないんですけど、私は過疎債失敗すれば自前で、オール町費でやらんならん、いうことも考えて。そうなればそうなったで、考え方は本当はあったと思うんですよ。まさかこういう事態になるとは思っていなかったものですから。結構ですけども、次、質問させていただきます。財源確保がされていない時点での入札執行ですけども、これは私、調整交付金1億4200万がいただけなくなったので即過疎債を確保して建設を続行すればよいといったそういうそんな程度の軽い話なんですかね。やってしまったことは仕方がないという人もおるかもしれませんが、町長の責任は残るんですよ。例えばそれで別に町長にやれとかそういうことじゃなくて、よう失敗すると上層部の報酬カットだとか、そういういろいろなことをやってるところもあるんですけども。町長の責任は私は残ると思うんですけども、町長どうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

おっしゃるとおりであります。責任は私にあると思います。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

私、保健福祉センターっていうのは、医療センターともかくとしても保健福祉センターは、大前提可決したのはやはりいろんなことがあると思うんですよ。中には、交

付金の財源確保がやっぱり大前提だということの中でやっぱり可決されたということも私はそういうふうに自分なりに思っておるんですが、その確保に失敗したとなれば、即過疎債ではなくて、法的に抵触しないと言っても、一時入札は延期して議会に諮るべきではなかったんですか。これが何のための議会か、ということ私は聞きたくなるんですよ。この点についての考え方はどうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

最初の答弁であったとおり、予算上の支出負担行為ができる状況にあるため入札執行は問題はありません。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

町長も覚えておると思います。町長の公約ですけども、後世に大きな負担にならないような形で、これは医療センターだと思うんですけど、後世に大きな負担にならないような形で全体に要する経費を必要最小限に抑制すると、発言しておるんですよ。でも私、たまたまちよっと昨年度の町の行政報告資料見たんですけどもそれに財源の過疎債は3億円だった。確かこれ町民に配布したんじゃないかと思うんですけども。財源の過疎債は3億円だったのが現在6億円余となっておるわけでございます。ましてや、今回も、これまでの保育園、それから防災行政無線、それから今回の医療センター等の建設を合わせると、立て続けに過疎債といえども約14億円の借金をしてるような形なんですよ。町長は、私も財政について前に質問しましたが、今年度から4億円の借金の償還が始まると。確かに始まると思うんですよ。だから今年度から東栄町の財政は危機的な状況になるんだということをおっしゃっておるんですよ。こういう発言をしている町長なら、何でこの点を考えれば、議会と一度は、延期なり議会とやっぱり議論は当然するべきじゃなかったと、私は思っておるんですけど、その点答弁をお願いします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

そういう状況があったために9月議会、全員協議会も含めて協議をさせていただいたというふうに思っております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

財政危機だって今年度から東栄町は財政危機です。言いながらも、こういうことを結果的にはなっておるんですね。次の質問に移りたいと思いますけれども。町長にお伺いしますけれども、今回の交付金確保の失敗は何が原因だと考えておりますか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何回も申し上げますように、現在、訴訟の最中であります。関連する質問は、回答を控えさせていただきます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

私ね、こういう質問作ったんですけども。第1点目として考えられるのが、やっぱり経過説明の中にありましたように子育て支援センターのあり方と活用方法に問題があると。そういうことを県の国保課と厚生労働省の指摘があったわけでございますけれども、結局のところ、子育て支援センターは交付金対象外の別の施設だということ国や県は見たわけですね。だから、交付金の対象になりませんよということも7月の時点で言ってきたと思うんですよ。そういう説明だったと私思いますけれども。そういうことをすれば、この件について、一方では、先ほどもちょっと重複しますが、交付金要件を満たしておると、そういう担当者の方から説明があったんですけど

も。結局、結果的には、交付金要件を満たしてなかったということ、この点について、町長はじめ誰も気づかずに来てしまったということが大変残念に思うんですよ。それこそ一報すれば、直接行かんでも一報すれば教えてくれると思うんですよ。この点どうですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

何回も言いますように、前段階の計画内容でありますのでその辺は御理解をいただきたいと思います。何度も言いますように関連の質問でございますので本当に答弁を控えさせていただき、訴訟の段階に入っておりますのでその辺のことを御理解をいただきたいと思います。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

前段階、前段階でもこういう経過報告の中で、対象になりませんよって言うてきてるんですよ、7月27日ごろには決定してるんでしょ国のほうで、そんなもん前段階、前段階で済む問題じゃないと私は思ってます。そしてもう一つは、私の考えですけども、普通、基本設計ができれば実施設計に移る前にチェックしてもらおうと思うんですよ。それが7月6日に事前協議の前段階があったと。だけど、実施設計は5月にもう終わってるんですよ。どういう資料を持っていったか私知りませんが、実施設計やったっちゃうことはもうどんな指摘があっても、当然、特別なことのない限りは動かんわけですね。だから本来なら基本設計が出来た時点で一度県にチェックしてもらったり、国でチェックするということはないんですけど、そういう作業が必要じゃなかったかということですよ。基本設計、即実施設計に移って5月に完了してると。事前協議の前段階の協議が7月6日にあったと。それじゃそこで指摘あっても、なお、修正きかないんじゃないですか。そういうスケジュールっていかがなものでしょうかね。

議長（原田安生君）

通告書のどの部分になりますか。

4 番（山本典式君）

いや、通告書は、再質問ですから。

議長（原田安生君）

いや、通告以外の答弁は、質問は出来ませんので。

4 番（山本典式君）

それなら私あえて言いますけど。

議長（原田安生君）

それじゃ立って、4 番。

4 番（山本典式君）

5 番目の 3 番③です。

町長答弁せんよ。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

お話をさせていただきますが、前段階でその段階でも、協議と申しますかそれを確認をしていただいた結果だというふうに思っています。以上です。

（「議長、4 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4 番。

4 番（山本典式君）

はっきり言っておきます。全然答弁になってないですね。もう全然、誠意も何もないんですね、弁に。こちら質問するのやになった。ですからもうちょっと時間があると思うんですけども、重複しますけども、確認しながら協議を進めてきたっていう、担当課の方でもそういうことを言って経過説明あるんですけど。ストレートに言って確認しながらやってきてこういう見落としが、結果的にはもらえない、交付金が付かないんだということはあるんですかね。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。その点につきましても、ちょっと訴訟関係の案件になりますので、答弁の方は控えさせていただきたいと思います。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

ちょっと、はっきり答弁がわからないんですけども、私、保健福祉センター建設するに当たり、交付金約1億4200万をいただいて建設するのと借金である過疎債でもって建設するのでは、町はもちろんですけども、町民の皆さんにとっても、特に財政面からしても、今後大きな負担になることを懸念するわけですけども、そういった懸念するっていうことは考えてないんですか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

最善の努力をさせていただいておりますし、先ほど答弁でお話をさせていただいたとおり、要綱の解釈の確認については協議は続けております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

私は、一応質問予定しとったのは以上でございますが。私は残念に思うのは、やっぱし、最初に言った、やっぱしこれ1枚の回覧文書を出すに当たって、はっきり言って1番わかりやすいのが1億4200万円という金額は、交付金額が回覧文書の中になかったということは意図的じゃなかったという答弁がありました。これは意図的じゃ

なかったって言われても受けるほうが意図的だったということも人、方も多いと思うんですよ。それで、これは最終決裁は町長にあるんですから、例えば担当課のほうで金額は抜いてきたら、町長は、はっきり言って、誠意を持って考えるなら1億4200万って書かにやだめじゃないかと。そういう指摘をしてもいいし、逆に担当課のほうで、1億4200万円の交付金額を書いてあげてって決裁を上げたら、町長の方が消やしたとかそこら辺どうですかね。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

そのようにお考えだということであれば致し方ないと思っております。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

終わりますけれども、私は本当、今回の1億円ね、町長は公約あげて、選挙のときにも挙げてやったの実行しないと、それはどういうふうにも言い逃れはできると思うんですよ。だけど今回のだけは言い逃れが出来んのは、1億4200万円は来ないということなんです。その結果がきちんと出てるわけですよ。それを来るような表現して書いてみたり、それから今日の一般質問、私がやってるわけですけど、議員の多くの方はそう思っておると思うんですけどもそれはわかりませんが、いずれにしても、そういうことがはっきりしてるのに、まだ誠意を持って答えてくれないと。誠意を持って謝ってくれないと。私に謝らんでもいいですよ、いいけども。そういう誠意が全然見られない。私も町民の代表として質問してるわけですよ。今の答え方、これ、表でユーチューブで流されても、全然、答弁答えてないじゃないかという批判もあると思うんですよ。やっぱしこういう席は、私は町長を批判するっていう、議運のときに私言ったんですよ。町長を批判するっていうことばっかじゃなくて、町長がこういう機会の中ではっきりと自分の考えを言うと、そういう一つのチャンスでもあるんじゃないかと。そういうふうに僕の私の質問はとらえてもらいたいんだと、議運の委員長にお願いしておきました。けども、今日の一般質問の町長の答弁を見ると、もう初めから課長にお任せコース、それが悪いっていうわけじゃないんですけど、責任持ったところは町長も答えていただきたいと、答えたにしても明確な答弁をいただ

けなかったと。本当に非常に残念だった。以上で終わります。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほどもお話をさせていただいたとおり、住民監査請求の却下から訴訟事案にされた以上ですね、その計画判断を待たなきゃいけないという状況であります。それから、本訴状が届いておりますので、住民訴訟に関わる件について、こういう場でお答えは控えさせていただくということは私も残念であります。これは事実でありますのでこのことを議員も御理解をいただきたいと。そういう中での質問であれば、誠意をもってお応えをしたいと。以上です。

議長（原田安生君）

はい、いいかい。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（山本典式君）

町長がそういう答弁するもんで私もまた言いたくなるんですけども。先ほど言った通りなんていうならきちんと言やいいんだよ。そういう答弁じゃなくて。チャンスだと思って明確に言ってくださいよ。にこにこしとらんで。何が言えない。あんたしか知らんでしょう。最終的な決裁はあんたがやってるんでしょう。

議長（原田安生君）

静粛に。

4番（山本典式君）

はい、わかりました。じゃあ、終わります。

議長（原田安生君）

はい。以上で、4番、山本典式君の質問を終わります。

議長（原田安生君）

それでは時間になりましたので再開をいたします。

次に、3番、伊藤真千子君の質問を許します。

（「議長、3番」の声あり）

3番、伊藤真千子君。

3 番（伊藤真千子君）

3番、伊藤真千子です。議長のお許しをいただきましたので、防災行政無線及びうえいチャンネルなどの情報伝達システムの現状と対応策に関すること。保育園、小学校、中学校の防災倉庫設置に関することにつきまして、一問一答方式で質問させていただきます。本町は90%以上森林に囲まれた中山間地域であり、県は東栄町に令和2年10月1日時点で、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に640か所、また、山地災害危険区域に令和2年4月1日時点で274か所を指定しています。本町は、山腹斜面やがけ地近くに集落が点在していることから、建物への被害のほか、孤立集落の発生なども想定されます。幸いにも東日本大震災、熊本震災、また今年7月に静岡で起きた土砂災害といった人命に関わるような大きな災害が今のところ起こっていないため、いつ起こるかわからない南海トラフ巨大地震、また台風、集中豪雨、風水害、土砂災害など、防災に備えて、町は平成28年度から防災体制確立のため、自助や共助では対応することが出来ない防災への備えや災害時に頼りになる公助の体制強化として、今まで使用していた戸別受信機の撤去を行い、24時間いつでも必要な情報や最新の情報が確認できるチャンネルを開設するとともに、県の防災システムと連携し町の雨量状況、情報や土砂災害危険情報など、確認も出来るような整備体制を整え、屋外スピーカーを6基から30基に増やし、町内全域に災害に関する避難準備情報、避難勧告、避難指示また、全国瞬時警報システムJ-ALERTによる国からの情報や緊急地震速報、町民の生命や財産に関わる火災発生、行方不明者の捜査に関する情報など、緊急性を伴う行政情報などの確認を放送し、住民への情報提供を行い、令和3年4月から稼働を始めたSアラート防災行政を受信、自動再生できるスマートフォンアプリの使用を始めるなど、いつでもどこにいても町内外を問わず緊急情報が入手出来、大規模災害にも迅速また確実に情報伝達を行いますと進められた事業ですが、住民からは、前の戸別受信機が良かった。どうして何も聞こえない。何を言っているのかわからない。屋外スピーカーに変えなければならなかったのか。何で変える必要があったのか。30基に増やしたのに全く役にたたないなど、現在の防災行政無線、屋外スピーカーに対して不満の声を聞きます。私は住民の方立会いのもとで、御殿地区の屋外スピーカーの臨時テストを行いました。

全て聞こえる地区が1地区、その他の地区はチャイムのみ聞こえた。チャイムも聞こえない。全く聞こえない。声は聞こえるが何を話しているのかわからない。家の中にいたら全く聞こえない。声が反響して何を話しているのかわからないなどの最悪の結果でした。また、9月5日に町内全域で行った防災訓練後に御殿地区の代表の方から、屋外スピーカー、Sアラート、スマホ、タブレットなどの受信について伺うと、テスト放送の時とほぼ同じ回答でしたが、他の意見として、今日は天気がいいのでスピーカーの声がはっきり聞こえた。雨の日だったら全く聞こえないよ。スマホから聞こえたので対応出来た。何も聞こえないので何もやらなかったなどの回答をいただきました。また、御殿地区以外の方からも同じような回答をいただいています。住民の安心、安全を最優先に考えた防災行政無線。戸別受信機を撤去し、屋外スピーカーに変更したのであれば、屋外スピーカー及びとうえいチャンネルなどの情報伝達システムの現状と対応策について、住民が理解し納得する説明が必要であると思ひ質問します。初めに、戸別受信機を撤去した理由を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

お答えさせていただきます。まず大きな理由でございますが、これ電波法の改正によりまして、今まで使用していたアナログ波がですね令和4年11月末で使用出来なくなることからデジタル波を使用したシステムに更新させていただきました。全体に言えることなんです、2年間で防災行政無線を整備させていただきましたが、基本的に日常の情報はとうえいチャンネルで配信し、緊急情報については屋外スピーカー、とうえいチャンネル、Sアラート、ライン等の連携により情報伝達をさせていただいております。このようなシステムの連携をさせることによりまして、いつでもどこにいても情報が得られることが重要と考え整備をさせていただきました。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

次に、近隣の町村に確認したところ、1地区は東栄町と同じぐらいの資金を投じて、平成9年と10年にアナログからデジタル受信に変更するとともに、戸別受信機を卓上型に変更した。電源があればどこでも聞け、乾電池式なので停電時でも問題はない。

屋内で電波受信の悪いところは戸別アンテナを無償で設置している。また、卓上型戸別受信機には再生機能をつけ、ボタン操作で前回の放送内容も確認できるシステムである。現在までに、戸別受信機の故障の情報は入っていない。またもう1地区では、持ち運び可能な卓上型の戸別受信機にする予定。電波は、デジタル化に属している。資金が余りかからず、屋外アンテナも不要になる。ポケベル電波での対応を考えている。電源があればどこでも使用出来、乾電池でも使用可能なので、停電時でも問題はない。また、FM、AMを入れる機能を持たせたり、ボタン一つで前の操作内容が確認できる機能をつける計画ですが、まだまだ計画の段階なので今後どのように変更するかわからないと回答いただきました。質問します。近隣町村では、どこでも自由に持ち運びができる卓上型の戸別受信機を使用または計画しているようですが、町は近隣町村のようなどこでも持ち運び可能な卓上型戸別受信機といった選択肢はなかったのか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい、お答えさせていただきます。当初ですね、戸別受信機の全戸配布も検討させていただきましたが、やっぱり東栄町、地理的な問題もございまして、一つにはそのお宅の玄関先と奥のほうで、やっぱり電波の入り方が違う、受診が難しいところもございまして。その関係で多くの方が所有しております。今後もまた所有率がさらに増加するスマートフォンに防災アプリのSアラートをインストールすることで、全国どこにいても、誰でも早く確認出来ますし、また複数のシステムにより情報伝達、この方法を構築させていただきました。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。3番。

3番（伊藤真千子君）

次に多くの方が所有し、また今後も所有率が増加するスマートフォンに防災アプリSアラートをインストールし緊急情報を早く確認出来たり、複数のシステム連携による情報伝達方法を構築し、住民の安心、安全を考えているようですが、各地区を回って、携帯電波の入らない家庭がありました。近隣町村では、携帯電話は、電波は自己判断で対応するのが当然であり、行政は屋外、軒先までが責任と考えていると言われ

ました。町もそのような考えを持っているのか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。世帯におけます電波状況につきましては、個の世帯の対応になるかと思いますので、使用したい端末を扱う会社に御相談していただければと思います。また戸別受信機ですとかこのような貸与も行っておりますので、こちらにつきましては総務課に御相談していただくことになります。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

再質問。携帯電話を持たない世帯や世帯電話不感地域に住んでいる地域世帯を対象に、防災行政無線受信用の戸別受信機、またタブレット端末の無償貸与、無償貸出しを6月7日から8月31日まで行い、20数件の申込みがあり、現在対応を進めているようですが、無償貸与の対象の世帯は、世帯の条件が(1)、町内に住所を有し、かつ居住している世帯の世帯主、(2)、満18歳以上の人で、携帯電話などを所有する人がいない世帯の世帯主、(3)、障害などのある人のみで構成されている世帯の世帯主、(4) 携帯電話補完地域に居住する世帯の世帯主、補足説明として、①携帯電話とは、フューチャーフォン、ガラケー、スマートフォン、タブレット、②同一世帯内の満18歳以上で、どなたか1人でも携帯電話を所有している場合、(2)の満18歳以上の人で、携帯電話を所有する人がいない世帯の世帯主には該当しません。③いずれのキャリアが県内である場合は、(4) 携帯電話補完地域に居住する世帯の世帯主には該当しません。例として、ドコモが県内でも、AUが県内の場合は該当しないとあり。携帯電話を世帯主が持っていれば、戸別受信機やタブレット端末の無償貸与が出来ないということですが、日中携帯電話を持っている世帯主が家にいないことも考えます。考えられます。災害はいつ起こるかわかりません。そのような家庭の対応をどのように考えているのか。また、9月末の世帯数1401軒に対して、無償貸与の申込みが20数件、世帯数に対して無償貸与の申込みの件数が少ない気がします。現在の進捗状況と今後の対応をどのように考えているのか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

何度もちょっと申し上げて申し訳ございません。緊急情報につきましては、屋外スピーカーですとかあるいはどうえいチャンネル、Sアラートと連動しておりますので、こちらにより情報を得てほしいと思います。無償貸与につきましては、申請期間、こちらの期間ですが、ちょっと変更させていただきまして随時受け付けとさせていただきます。実績ですが、現在のところ 25 件申請がございましたので、ここから審査に入っているところでございます。また、貸与の条件につきましては、現在変更する予定はございません。以上です。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3 番。

3 番（伊藤真千子君）

再質問します。3 G サービスを利用したガラケーの携帯電話事業者からの電波供給がドコモは 2026 年 3 月 31 日、ソフトバンクは 2024 年 1 月下旬、AU は、2022 年 3 月 31 日にそれぞれ電波供給の停止を予定していると聞いていますが、今後の対応を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。議員おっしゃるとおり 3 G サービスを利用したいいわゆるガラケーでございますが、電波の供給が停止されることとなっております。この場合、スマートフォンへの機種の変更を検討していただくとともに、基本、どうえいチャンネルで多くの情報、90% 以上の情報を掲載しておりますのでここで情報確認していただきたいと思えます。以上です。

（「議長、3 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

次に、現在、Sアラート防災アプリの導入、緊急情報の配信、またLINE、東栄町公式SNSなどで東栄町の情報発信を行っていますが、災害時に住民からの情報提供、

情報収集など、どのように考えているのか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。住民からの情報提供の方法として、まず毎年、町の防災訓練におきましては、各自主防災会とアマチュア無線、IP無線を利用した通信訓練は重要と考え実施しております。また台風ですとか、そのようなときには多くの住民から道路の状況ですとか、いろんな情報をいただいております。これにつきましては、主に住民からの電話での提供となっております。住民からの情報提供を受ける体制を整えることと、町民からの情報提供あるいは位置情報ですね、こんなようなものを利用したらどうかということを検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

今後の対応をお願いします。次に、屋外スピーカーについて伺います。デジタル電波は直線距離300メートルが限度。また、風向きや木、枝の影響を受けると聞いています。テストの結果、また防災訓練の結果からも聞こえない、何を話してるのかわからないなど不満の声が上がっています。近隣町村では、屋外スピーカーを60基設置しているが、町内全域に対応していないので、今後必要によって増やすかもしれない。また、屋外スピーカーは全戸についておらず8基か9基で対応している。聞こえない地区もあると思うが、戸別受信機で対応するので増やす計画はないと言っていました。町は屋外スピーカーを6基から30基に増やし、難視聴区域の改善を図りましたが、町内全域をカバーできるとした判断、できると判断した根拠、また今後も聞こえない地区に対して屋外スピーカーを増やす計画はあるか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。今まで6か所ございました屋外スピーカーを30基増設し情報伝達を行っておりますが、設置数が5倍に増やしたことで以前より広範囲に伝達していることも事実でございます。質問の中に、30基で全域を網羅できるとした根拠とございますが、本町の地理的な条件、あるいは費用面等がございまして、スピーカーを増設しても全てを網羅することはかなり困難でございます。以前の戸別受信機の役割を、この全て屋外スピーカーに置き換えたわけではございません。様々なシステムの連携が重要と考え整備しましたので、現在のところ屋外スピーカーの増設は考えておりません。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

再質問します。屋外スピーカーの声が男性の声で機械的で聞き取りにくい。緊急性が全く感じられない。女性の声に変更してはどうか。またスピーカーの向きや音量の調整も行ってはどうかと住民からの声を聞きますが、今後の対応策として住民の意向に沿ったテスト放送の対応を考えているか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。お答えします。現在ですねJ-ALERT、国のシステムでございますが、このような緊急時放送の声は男性の声で流れております。これに倣いまして現在は男性の方に設定してございますが、男女の音声につきましては、システム上選択が可能となっておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。もう一つ、スピーカーの方向に関しましては、設計当初その地域に合った機種ですとか、スピーカーの方向を考慮し、機能を最大限に発揮できる設計でございますが、ここら辺もう少し調

整がきくのかとか、この辺は一度業者に確認をしたいと思います。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

ぜひ対応をお願いします。再質問。他県の視聴が屋外スピーカーから声がチャイムが聞こえた。また何か話し声が聞こえた場合には、内容がわからなくても市に災害が起きている大変なことが起きているんだと判断し、取りあえず自分の身を守る行動をとってほしいと言っていました。町もそのような考えでいますか。伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

伊藤議員おっしゃるとおりでございまして、スピーカーなんか音が出ていると感じましたら、まずはこういうときに連動するとうえいチャンネル、Sアラート緊急時で流しますが、こちらで確認をしていただきたいと思います。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

そのような考えでいるようでしたらチャイムでも全戸に聞こえるような対応に期待します。次に、とうえいチャンネルについて質問します。今まで耳からの情報がとうえいチャンネルといった目からの情報収集に変わり、住民の戸惑いは隠せないと思います。住民からは、とうえいチャンネルは見ないよ、声が出ないのでつまらないなど耳にします。町は対応策として、とうえいチャンネルの操作方法を説明したとうえいチャンネル。町の情報は、とうえいチャンネルといったポップを作成し、各戸に配布しました。私には令和2年度の成果報告書にポップなどの作成を行うと記載してあったので、実績を残すために全戸配布を行ったと感じますが、全戸配布した成果を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。東栄町におきましては、高齢者が大変多く、以前の戸別受信機ではなかなか放送内容が聞き取りにくい、聞き逃した場合情報を得られないという意見もよく聞きました。今回、文字放送で配信すること、日常、緊急時、様々な情報を提供し、24時間いつでもご覧になれるように好評をいただいていることも事実でございます。ポップの配布につきましては、これまた成果を確認したわけでもございませんが、より多くの町民がとうえいチャンネルをごらんいただくことを目的に、またとうえいチャンネルを身近に感じていただき視聴の動機につながればとポップを配付させていただきました。以上です。

議長（原田安生君）

はい、12時になりましたが、続けさせていただきます。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

再質問します。とうえいチャンネルは声が出ないので見ない、つまらないなどと言われています。通常、テレビのスイッチを入れれば、目と耳からの情報収集が出来、より一層とうえいチャンネルに親しみを持っていただけるのではないかと思います。テレビ配信で声を出すことは多額の費用がかかるとも聞いていますが、目からの情報収集はとても重要と考えます。今後、とうえいチャンネルでも声を出す計画はあるか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。このシステムで音声を出力するという事は現在検討中でございます。またこれにつきましても業者に確認中でございますので、費用についてはその進捗でございますので確認しておりませんが、技術的にどうなのかっていうことを業者に確認しておるところでございます。以上です。

〔議長、3番〕の声あり〕

議長（原田安生君）

はい。3番。

3番（伊藤真千子君）

早急に声の出る対応をお願いしたい。とうえいチャンネルに対して住民からこのように活用している方たちもいました。とうえいチャンネルは毎日見ている。いろいろな情報が載っていて楽しい。操作のポップが来たけど、普通にテレビをスイッチを入れ12チャンネルを押して自分の見たい項目を選ぶだけなので何も難しいことはない。温泉の休みや通行止めのこと載っているのを助かる。町からのお知らせがわかっていいが、たまに日にちが過ぎた情報も載っているのを気をつけてもらいたい。コロナの情報や状況は、状況に興味があり見ている。ペットボトルやビンを出す日にちの確認ができるので助かる。保育園、小学校、中学校などの行事予定が載っていたので、小学校の運動会を見に行ってきた。子供が少なくなり、声を聞くのも久しぶりで楽しんできた。子供の声を聞くと元気が出る。レシピも簡単な料理が載っているので作っている。ひとり暮らしで、作っても誰も褒めてもらえないけど、結構上手に出来楽しい。高齢で耳の聞こえが悪いこともあり、今までの戸別受信機は受信が悪かったり声が小さかったり、聞き逃すと全く情報がわからなかったけど、とうえいチャンネルだと何回も見れて理解もできる。高齢者のぼけ防止には良いチャンネルだと思って見ている。毎日、午後4時ごろだと思うが、情報が変わるので4時過ぎに見ている。などの声も聞いています。このような方たちが増える計画に期待します。また、災害時には車で避難される方も多くいると思います。今後はカーナビやスマホなどからでもとうえいチャンネルが見れ、町の情報や状況が確認できるような新しいシステムづくりも必要ではないかと感じます。次に、子供は町の宝物です。保育園、小学校、中学校では、集中豪雨や風水害、土砂災害、また、雷などの警報が出た場合、どのように子供たちを災害から守る行動、対応また、町に確認したいことなどいろいろな話を伺ってきました。初めに、保護者との連絡方法は、保育園、小学校、中学校とも全てメールで連絡がとれる体制が整っていて何も問題はありませんでした。引渡しについては、保育園、小学校では、共同引渡しの連携が取れていて、今年度も数回、雷雨と大雨の時に共同引渡しを行いました。何も問題なくスムーズに引渡しをすることが出来たと言われました。中学校では、災害時に保護者に迎えに来ていただくとしたら、道幅が狭く道路整備がされていない箇所があり、車が集中すると交通整理をする職員が必要になる。また、現在、役場職員が使用している駐車場内の自転車置場で引渡しも考えますが、災害時にはどこまで対応できるかわからないため、保育園や小学校との連絡、連携は取れる状況ではない。連携するためには、学校をクルリと回れるう回路

があるといいけど、今の町の財政を考えると無理。せめて、国道473号から学校に上がった役場裏付近の道路の拡張とお墓の前のクランクの整備、また、災害時のみ町道14号本郷足込線を一方通行といった対応ができるといいですがと言われました。次に避難訓練、防災訓練をどのように実施しているかについて、保育園では、月1回から2回地震と火災に分けて実施している。また不審者訓練も年4回行っている。小学校では、学期ごとに開催している。大きな災害のニュースが流れた時は、ニュースの災害に対しての話し合いを行うなど、対策を取っている。中学校では年4回、4月、9月、12月、2月に実施。中学校では三階建てなので、救助袋や滑り台で降りる訓練や、AEDの講習、不審者対応などを新城消防署、また防災士、設備会社の力を借り、実施している。など、子供たちの防災対策への努力と配慮を感じました。また先生たちから、保育園、小学校、中学校は、一時避難所、また中長期避難所に指定されているにもかかわらず、防災倉庫が何でないのか。災害で帰宅出来ない子供たちの対応を町はどのように考えているのか。避難所に指定されている以上、子供たちばかりではなく、住民も避難してくると思いますが、町の考えはどうかねえと言われました。現在、町の防災マップの中にも、一時避難所、中長期避難場所に指定されていることから、役場に災害が起きた場合、保育園、学校に対して物資の供給をどのように対応するのか確認したところ、職員駐車場にある防災倉庫に非常食、また必要な物資を持ちに来てもらうか役場職員が配るかどちらかで対応していただくことになるとの回答でした。実際に災害が起きた時、物資供給量を考えれば、当然、車での対応だと思いますが、道路状況、橋の状況など、車で対応ができるのか、リヤカー、一輪車で対応するのか。役場職員や保育園、小学校、中学校の職員が、対応できるのか疑義を感じます。保育園と小学校では、共同で使用するので防災倉庫が欲しい。中学校も山の上にあるので避難所に適していると思うが、災害時にここまで上がって来れるかわかりませんが、避難所に指定されている以上、防災倉庫は必要と思うと言っています。質問します。保育園、小学校、中学校も欲しい、必要と言っている。また、一時避難所、中長期避難所にも指定しています。防災倉庫、今後、防災倉庫の設置、今後の防災倉庫の設置計画はあるか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。こちらで先回お答えしたかと思いますが、現在皆様が車を止められる役場職員駐車場でございますが、ここに防災倉庫がございます。中に非常食ですとか各種資機材等をここで管理しております。有事の際ですが、ここを拠点に避難所へ運搬する

体制を整えておりますので、現在、新たな防災倉庫の建設の計画はございません。以上です。

（「議長、3番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

現に今年の大雨で水道水が濁り、保育園では給食に使用する水を役場に供給してもらい、給食の準備が出来た。役場との時間が合わない時には保育園の職員が水の確保をした。幸いなことに、保育園の隣がスーパーなので、今回は水の確保のみであったので、慌てることがなかった。災害時はどう対応できるかわからないと言っていました。災害時には、先生たちは子供から、またそのそばから離れることは出来ません。保育園、小学校、中学校への防災倉庫の設置計画ぜひ検討を、ぜひ検討に期待します。今回の質問で、戸別受信機を撤去した理由、また戸別受信機から屋外スピーカーに変更したのではなく、Sアラートやうえいチャンネル、ラインなど、様々なシステムと連携することで、いつでもどこにいても情報が確認出来、住民を守るための防災整備計画であること。うえいチャンネルの今後の対応、保育園、小学校、中学校の防災倉庫の設置計画などを確認することが出来ました。災害が起きた時に私たちが思うことは、町で今何が起き、どんな状況で、これからどのような行動を取ったらよいかなどの情報を知ることであり、情報を知るためにも、屋外スピーカー、携帯電話、スマホ、うえいチャンネル等はとても重要な役割を果たす大切なものだと実感します。住民の声を聞き、住民の立場に立ち、住民に寄り添った防災対策も必要ですが、役場がやってくれる、役場に言えばいいと役場に頼るのではなく、自分の身は自分で守る方法や、行動のとり方、また、近隣住民と力を合わせ助け合う方法、役場が進める取組など、自主防災会との連携をさらに強化した体制づくりを行い、町全体で自助、共助、公助が力を合わせて住みよい町にしていきたいと思います。また行べきと感じます。今後はインフラ老朽化対策が重要課題と考えます。以上で終わります。

議長（原田安生君）

以上で、3番、伊藤真千子君の質問を終わります。

----- 1番 浅尾もと子 議員 -----

議長（原田安生君）

次に、1番、浅尾もと子君の質問を許します。

（「議長、1番」の声あり）

はい。1番、浅尾もと子君。

1番（浅尾もと子君）

マスクを外して質問してよろしいですか。失礼します。日本共産党の浅尾もと子でございます。議長のお許しを得ましたので、一括質疑方式で一般質問を行います。それでは、まず1問目、村上町長の新公約実現に向けた努力を問うといたしまして伺います。(1) 大村秀章愛知県知事は、8月10日の記者会見で、出直し町長選で当選した村上町長の新公約に触れ、「東栄町と協議して、しっかりして取り組む」と述べました。発言を正確に引用いたします。「今後、村上氏もですね、救急ベッドでありますとか、人工透析とかですね、いろいろ公約されておられますので、今後、東栄町さんがどういうふうに具体的にしていられるか。そういうことをよくお話をお聞きしながら、私どもとしてもですね、こういう医療圏ごとでの対応、それからまた、三河山間部での医療の確保。私どもは全力でやっておりますので、その話をよくお聞きしながら協議をして、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。」というものでありました。知事の会見は、ホームページの動画で確認出来ますが、1自治体の首長選挙の公約実現について、記者会見の質疑応答の後、自ら付言として積極的に協力を申し出られたということは、私は大変驚きました。異例のことだと思います。そこで伺います。町長は、知事の会見後、本日まで、人工透析の民間クリニック誘致、緊急ベッドなどの新公約実現に向けて、大村知事と協議を行ったのか伺います。

(2) 新公約の透析の民間クリニック誘致についてです。私が、近隣の市町村の透析患者の人数について、昨年5月から8月に関係自治体などに問い合わせましたところ、患者さんは東栄町では16人、設楽町では16人、豊根村3人、静岡県浜松市の旧佐久間、旧水窪は、最低22人であるとのことでした。合計57人に上っております。町長が誘致に努力するという民間クリニックに求める病床数、患者数を伺います。あわせて、想定している開設場所を伺います。(3) 町長は、来年9月開院予定の無床診療所に設置する緊急ベッドについて、9月議会では、「一時的に預かれるようにする。」「医療行為としての病床は考えていない。」「設計上の見直しは考えていない。」「現在計画されている部屋やベッドを有効に活用する」と答弁しました。緊急ベッド1～2床は実施計画のどの部分に設置、活用するのか伺います。また、緊急ベッドを活用する患者は宿泊できるのか、外来診療の終了後にも滞在できるのか伺います。(4) 新公約、「救急医療の緊急搬送には「新たな支援制度」（帰宅時の援助など）」について、例えば、救急搬送された豊川市民病院からの帰路にかかるタクシー代約2万円程度全額補助すると理解してよいのか伺います。新公約の最後の質問(5)です。町長は新公約にバイオマス発電事業に係る住民の皆さんとの話し合いをあげました。当該事業に対する町長の賛否を端的に伺います。続いて、大きな2問目です。東栄町では、救急、人

工透析の廃止に続き、いよいよ入院がなくなろうとしております。町民の皆さんは今、本当に不安を抱えておられます。そこで、今後の医療、介護の体制についてお尋ねいたします。(1) 出直し町長選挙直前に配布された町長後援会のチラシ、こちらですね。こちらには、「午前は外来診療、午後は訪問診療」と明記されています。子育て中の町民からは、「外来診療が夕方までなくては、子供を放課後に連れていけない」という声が寄せられております。午後の総合診療どうなるのか伺います。(2) このチラシには、診療所は24時間365日対応と大きく書かれており、夜から朝は看護師が相談対応とあります。令和3年3月議会の医療センター事務長の答弁によりますと、「待機の看護師がまず電話で対応し、必要があれば、看護師または医師が訪問することを考えている」とのことです。町長に伺います。新たな無床診療所で24時間訪問できる看護師、医師の体制は整っているのか伺います。(3) 町は、東栄医療センターでの入院をいつまで維持するのか伺います。(4) 町の入院がなくなる不安を取り除く6つの強化策を検討する会議の中で、検討中とされた町内事業者による福祉タクシーまたは福祉有償運送の検討結果を伺います。(5) 患者を在宅介護する家族の休息のため、レスパイト入院の体制の検討結果を伺います。(6) 今後の大きく変わっていくであろう医療・介護体制を説明する地区懇談会をいつ開催するのか伺います。次に、大きな質問の3番目です。国民健康保険調整交付金について、町は、医療センター等整備計画の財源として見込んでいた国の国民健康保険調整交付金1億4227万円の申請を断念し、過疎債に振り替えることを決定しました。新たな保健福祉センターの部分に、住民健診ができる専用診察室や検査室が無いことが理由であり、今年の7月27日、国からの指摘で判明しました。町監査委員は、住民監査請求をした町民に対して、借り入れる過疎債のうち、少なくとも4260万円が新たな町の負担となることを認めております。私はこの事実を今年9月6日の議会全員協議会で知りましたが、私の記憶では、その際町長からは謝罪はありませんでした。ところが、9月議会の文教福祉委員会の質疑の冒頭では、一転して、町長、副町長、住民福祉課長、係員の4人が起立して謝罪したのであります。そこでお尋ねいたします。(1) 申請断念の責任は村上町長にあると考えますが、認識を伺います。(2) 町は、この問題を9月6日の全員協議会まで公表しませんでした。出直し町長選挙に先立つ7月27日に判明していた事実をなぜ公表しなかったのでしょうか、その理由を伺います。(3) 現在、国の交付金を受けられない設計である保健福祉センターについて、私は、国の地域保健法が定める保健センターの要件を満たしていないものと考えます。町の認識を伺います。町長は、この間、愛知県内で保健センターが無い自治体は東栄町だけだと。設置の必要性を強調してきました。しかしこのままでは、念願の施設の法的裏づけを失ってしまうのではないかと心配しているものです。(4) 町は、交付金申請にあたり、着工前に交付要綱の定める事前協議を行ったかという問題です。私は、愛知県への情報公開請求で、令和2年、昨年8月4日付けの国民健康保険課の報告書を入手しまし

た。報告には、令和2年7月16日、東栄町議会副議長が県に来庁し交付金の活用を要望したとのこと。その後、8月7日、県は東栄町に対して、国、厚労省の見解を伝えていたことがわかります。すなわち施設整備後の申請時点で、この交付金の助成要件に該当しない事態を回避するため、事前に計画内容を国と協議することとしているが、現時点において事前協議は行われていないとの指摘であります。私は、今年の夏、国と県は、東栄町が交付金の申請断念といった事態にならないように、早く事前協議をしてほしいと督促しているように読みました。この県からの連絡により、町は国の言う事前協議の重要性を認識していたと考えられます。工事は始まっております。町長、交付要綱が定める事前協議を行いましたか伺います。最後の質問であります。4、町営住宅の入居者の生活を守る転居先の確保についてです。町は、町営松ノ本住宅について、老朽化を理由として廃止を計画し、令和4年、令和5年度に入居者を退去させ、明渡しを予定しております。公共施設等総合管理計画、個別施設計画では、上大林住宅についても令和8年度までに解体と明記しております。(1) 松ノ本住宅、上大林住宅の入居者は何世帯、何人か伺います。現在、町営住宅には空きが少なく、単身者向け物件についてはほとんどないという状況です。空き室がある県営本郷住宅の家賃月額最低2万2100円。松ノ本住宅の家賃、最低6300円の3.5倍に当たるものです。公営住宅法の家賃の減免措置を受けても、僅か5年の措置でありますから、今後収入は増える見込みがない年金生活者には家賃の高い物件を選択することは大変難しいと考えます。入居者の多くは高齢者であり、立ち退きを機に町を離れることになってしまうのではないかと心配するものです。そこで質問いたします。(2) 同住宅の入居者の生活を守るため、入居者に支払い可能な町営住宅の新設、または民間住宅の借り上げなど、転居先を確保する考えはないか伺います。以上で質問を終わり、残り時間で再質問いたします。

議長（原田安生君）

1番、浅尾もと子君の質問が終わりました。質問に対する回答を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

それでは、まず1点目の知事が示した見解を伺うということですが、まず1点、最初に知事の会見のところ抜き取って報告をしていただいておりますが、知事の定例記者会見は前後があります。その前後も含めてお願いをしたいと思います。知事は、まず県の12の二次医療圏を単位として医療体制の確保、緊急体制の確保、病床の確保、病床の規制も含めて対応している。そうなりますと新城市を含め東三河北部圏域ということになっており、そうした中でどういうふうに対応していくかということをまず

発言をされております。それから、中段は今、浅尾議員が言われたとおりです。その話をよく聞いてしっかりと取り組んでいくと。そして、東三河北部医療圏というのは、人口減少地域でありますので、病床は過剰となっているということでもありますので、医療を考えますとやはり豊橋を中心として、東三河南部医療圏とも連携しながら医療の確保をしていく必要があると、こういうふうに述べておりますので、抜き取ったところだけを質問されておりますが、まずそれに対して回答させていただきます。特に知事と人工透析の民間クリニック等の誘致等について、直接の協議はしておりません。これがまず、1点目であります。そして、町と町議会においては、総合要望で11月25日に愛知県に要望活動をさせていただいております。私と議長、それから峰野県会議員にも同席をいただきました。その中で、特にこの部署であります地域医療担当部署、保健医療局の局長はじめ技監、幹部の皆様に対しまして、要望等をですね、実情もあわせてお願いをしてきたわけでございます。そして11月の上旬にもお邪魔をさせていただいております。これも、我々の町、町の医療について、現状を踏まえての説明をさせていただいておるところでございます。そういうところでありまして、特に医師の派遣等のお願いをしてまいりました。記者会見でもお話があったように、新城市を含めた東三河北部医療圏ということになっており、そうした中でどういうふうに圏域での対応していくかということを考えるというようなことでもございました。特に人工透析等については、まだ具体的に決まっていなわけでもありますので、この段階で県と協議することはございません。今後、具体的にになっていけば県にお願いすることは当然あるというふうに考えておるところでございます。したがって2番目のご質問でありますように、民間クリニック、もとより病床、患者、場所、先ほどお話ししたように具体的に決まっていなので、この段階でお話することはございません。次に、3つ目の緊急ベッド等の考え方ということでございますが。現在計画されている部屋にあるベッドを有効に活用すれば一時的に活用できるというふうに考えております。緊急ベッドは一時的に預かれるようにするものでございます。医療行為としての病床は当初から考えてございません。そもそも医療行為が必要とする患者であれば、当然、当然ですね、入院施設を保有する病院等に入院しなければなりません。これには当然医師の判断が必要であります。もう入院するか入院が必要ないかという判断でございます。そういった中で、例えば自宅へ帰ることが決まったときに直ちに帰れない患者を一時的に滞在出来たり、緊急時にですね預かれるようにしたいというふうに考えております。くれぐれも、医療行為を必要とする入院ベッドを持たないことをご理解いただきたいと思っております。これは9月議会でも浅尾議員に答弁をさせていただいております。次に、救急医療の緊急搬送新たな制度というふうには書いてありますが、緊急搬送については、これは過去からですね同じ状況です。運ばればその帰りどうするんだということは、今始まったわけでもございません。緊急搬送される全ての方を対象にするわけではありませぬので、どういう人を対象にするのかなど、

しっかりとした制度設計が今後必要であるというふうに考えております。次に5番目のですね、新公約、すいません、バイオマス発電にかかる質問でございます。西園目で計画されていますバイオマス発電事業については、町が行う事業ではなく民間事業者が計画している事業でございます。私個人としては、住民の皆さんがですね懸念を持たれている施設の建設は好ましくないと。当然好ましくないとことやそれから住民の皆さんからの反対の声が大きい現状から、当然推進する事業ではないというふうに考えております。しかしその一方で、行政機関の長としては、この事業計画に対して、法令等に沿った判断や対応をせざるを得ない立場にもございます。その立場でできることとしましては、引き続き住民の皆さんと話し合いの中で、皆様の思いに寄り添いながら、暮らしの安全安心を守るための方策をですね一緒に考えてまいりたいというふうに思っています。あわせて、国、県等の関係機関へのですね情報提供や相談を引き続き行っていくとともに、事業者に対しては、住民の皆さんへの十分な説明や話し合いを行うように引き続き求めてまいりたいと思っております。次が、国民健康保険調整交付金1億4227万円ということでございますが、この責任については、当然、町政の一切はすべからず町長に行政責任はあるという認識であります。以上であります。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

私からは、2番の今後の医療、介護体制についての（1）番から（3）番までを回答させていただきます。最初の（1）番、午後の総合診療はどうなるか、伺うということでございますが、現在、午後からの業務は、訪問診療、巡回診療、すぎのき及びやまゆりの診療、内視鏡検査、乳幼児予防接種、住民健診に加え、コロナワクチンやインフルエンザなどのワクチンの接種等がありまして、それらの業務と日程・時間の調整をして、午後の総合診療を木曜日に医療センター、火曜日、水曜日、金曜日に下川診療所で行っています。月曜から金曜の毎日、午後診療を行うことは不可能だと思いますが、可能な範囲で午後の診療を行っていきたいと考えております。続いて、（2）番です。24時間訪問できる看護師、医師の体制は整っているかという問いでございますが、24時間体制をどのように行っていくかを現在検討しております。当院より、訪問診療を行っている患者さんへの対応は、時間外において異変等が起こった場合に、まず、電話していただき、待機看護師が応対後、医師に連絡し必要な処置を行う。といった対応ができる体制が取れるよう検討していきたいと思っております。続いて3番です。東栄医療センターでの入院をいつまで維持するのかということですが、令和4

年3月末までは継続したいと考えております。以上でございます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

はい。それでは、私のほうからは、今後の医療、介護体制についての、4番、5番、6番それと、国保調整交付金に関しての、2番、3番、4番にお答えしたいと思います。まず、今後の医療、介護体制について、町の入院がなくなる不安を取り除く6つの強化策を検討する会議で検討中とされた町内事業者による福祉タクシーまたは福祉有償運送の検討結果を伺う。これにつきましては、現在、レスパイト入院を利用する、寝たきり状態の方の家族で送迎が困難な家庭において、医療センターへの入院については、すぎのきの里が無償で送迎するサービスを行っていただいております。東栄医療センターの病床がなくなることで、レスパイト入院を町外の医療機関で行うこととなりますが、これからは、町内事業者がこの業務を担っていただくよう検討しております。事業者におきましては、車両や資格者の準備をしていただいて、2月上旬には、介護タクシー事業に登録をしていただく予定となっております。続きまして、患者を在宅介護する家族の休息のためのレスパイト入院の体制の検討結果を伺う。これにつきましては、現在、新城市民病院と協議を行っております。事務レベルではありますが、受入れは可能というお返事をいただいております。次に今後の医療、介護体制を説明する地区懇談会をいつ開催するか伺う。これにつきましては、診療体制や後方支援、移送サービス等の事業が決まり、準備が出来次第、開催したいと考えております。次に、調整交付金の件ですけれども、2番目、町は、この問題を9月6日の議会全員協議会まで公表しなかったその理由を伺う。ということですが、これにつきましては、予定をしていました事業開始時期が2か月遅れたことに伴う継続費の年割額の変更と財源の変更の説明を、9月の議会定例会前の議会全員協議会で説明をさせていただきます。次に、3番目、国の交付金を受けられない設計である保健福祉センターは、地域保健法の定める保健センターの要件を満たしていないと考える、町の認識を伺う。これにつきましては、現在整備しております保健福祉センターは、住民に対し、健康相談、保健指導、健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とした施設であり、地域保健法に定める保健センターの要件に該当すると認識しております。最後に、町は、交付金申請にあたり、着工前に交付要綱の定める事前協議を行ったか伺う。これにつきましては、9月の文教福祉委員会で説明いたしましたが、要綱上の事前協議は来年の8月に県と行い、10月に厚生労働省と行うこととなります。以上です。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。次に、事業課長。

事業課長（原田経美君）

私のほうからは、4番の町営住宅の入居者の生活を守る転居先の確保についてお答えさせていただきます。(1)番の松ノ本住宅、上大林住宅の入居者は何世帯、何人か伺うということですが、松ノ本住宅は7世帯で9人でございます。上大林住宅は4世帯6人です。(2)番の、同住宅の入居者の生活を守るため、入居者が支払い可能な町営住宅の新設または民間住宅の借り上げなど、転居先を確保する考えはないか伺うということですが、町営住宅を新設した場合は、公営住宅は公営住宅法で定められた算定で家賃が決まります。また、その他の住宅は建設費用等により家賃を算定することになります。転居先の確保につきましては、平成29年度に移転いただいた平井住宅におきましては、空き家やほかの公営住宅の紹介を行い、転居先が決定してから用途廃止を行っております。今後も入居者に対し、同様に、転居先の相談、紹介を行う予定であります。以上です。

議長（原田安生君）

執行部の回答が終わりました。ただいまの回答に対しまして再質問はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

御答弁をいただきました。まず1点確認なんですけど、公約の1の(3)の緊急ベッドについてのお尋ねだったんですけど、私の質問は、医療行為ができるかという点ではなくですね、宿泊できるか、外来診療後も滞在できるかでありました。認識を伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まず医療施設でありますので、先ほどもお話をさせていただいたとおり、緊急ベッ

ドは医療行為としての病床は当初から考えておりませんのでよろしく願いいたします。したがって、病院、診療所であれ、入院を必要とする場合はですね、医師の判断によるものと考えております。したがって、自宅へ帰るという決まった時に、直ちに帰れない患者を一時的に滞在出来たり、緊急時に預かれるようにしたいというふうに考えております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

一時的に自宅に帰れない患者さんを預かるのが、つまり、外来終了の、外来診療の終了後や滞在ということで受け入れられるかという質問だったんですが、次の質問に入りたいと思います。順次、私の受け止めを含め、必要な再質問をいたします。まず1の(1)町長の新公約である民間クリニックの誘致について、透析のクリニック誘致について、相手方との問題があるということもあり詳しくお話しいただけないという点が理解はしますが、しかし、私たち町民や透析患者さんが知りたいのは、村上町長の透析再開に向けた決意であります。何が何でも誘致するぞという強い思いを示していただきたいのです。その点で、透析施設の規模もどういった施設にしたいのかという希望もはっきりせず、また、協力の手を差し伸べている大村知事との対面協議がいまだ実現していないというのは大変残念なことだということを思います。早期の具体化、実現を求めて、次の質問に移ります。2の(2)及び(3)に対する再質問であります。町長後援会の選挙チラシ、24時間365日対応、そして、センター事務長の言う必要があれば医師または看護師が訪問する体制とは、現在も検討が進められているということであろうかと思いますが、医師の確保がなければ成り立たないものと考えます。本日現在、令和4年度、丹羽先生夫妻、早川医師の常勤医師3人体制の確約があるかないかお伺いいたします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

来年度に向けて、その体制で今お願いをしておるところでございますのでよろしくお願い申し上げます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

確約があるかないかというお尋ねでございます。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

確約ということではありませんが、そのために今我々はお願いをしておるところでございますので、来年の4月までまだ数か月ありますが、しっかりその対応をしてまいります。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

続いて、2の(3)であります。入院ベッドについて、北設楽郡唯一の入院ベッドについて、来年3月末をもって廃止されるということ、御答弁がありました。一方で、町が入院ベッドがなくなった後の医療体制について十分説明してこなかったことで、今、町民の不満、不安は大変高まっております。1点、北設楽郡医師会長、伊藤幸義先生は、この間繰り返し、誤嚥性肺炎などで速やかに入院、収容できる総合診療科的なベッドがあるかどうか大きな問題だと指摘しています。東栄町で入院出来なくなる。入院できる病院が、新城、豊川、豊橋、浜松と、遠くなっていくことについて、私が、この11月から、東栄民報を町内全戸に配布する中で、町民からたくさんの方が寄せられております。病院が遠ければ介護の必要な親を家に置いて、救急車に乗れないという方。高齢者2人暮らしで、一方が入院しても、豊川市民病院に着替えを持っていけないという方。救急搬送された豊川市民病院からの帰りのタクシー代は約2万円、痛かったという方。本当に切実な声は今寄せられております。我が家に先日初めて電話をかけてこられた町民は、次に発作が起きたら豊川まで運ばれる間に死んでしまう。議会で必ず町長に届けてくれとおっしゃっていました。町長、今、答弁を伺った限り、入院がなくなるという、それに備えた今後の体制は、まだ検討中という部

分が多いです。せめて、来年9月、新たな診療所がオープンするまで、入院を延ばしていただけないでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

色々な御要望は、私も本来であればそういうことでありますし、現状のままでやりたいということはありませんが、今までもそういう状況の中、お話をさせていただいたとおり、今後の一次医療を残すための方策として、今回、進めさせていただいております。したがって、この状況の中で、当然先ほど以前でもお話をさせていただいたとおり、医師の確保等も含めましてそのことは検討をさせていただいて、先ほど事務長がお話をしたとおり、いわゆる医療センター内も含めてですね、管理者会議の中で、3月をもってという状況で今進んでおりますので、そのことは御理解をいただきたいと思います。それから、先ほど引用させてもらうのは大変恐縮でございますが、北部医療圏というのは、人口減少であって、当然、その全体の人口減少の中で病床は過剰となっているということを県のほうも言うておられます。私も本来であれば、この地域の中に病床があるのは好ましいということは思っています。そういった状況の中ではございますが、やはりその中で、今もお話をしたとおり、病床にかわるものの状況をしっかり、一時的に預かりもそうですが、含めてですが、ここをですねやっぱり理解をしていただかなければいけないというふうに思っています。医師が、前もお話ししたようにですね、病床を持つことによって、24時間365日の対応をしなければいけないという状況です。現在もお話をさせていただいたとおり、常勤の医師だけでは、それが、出来てないという状況。ですから新城市民病院に応援していただいたり、他の病院、いわゆる東栄病院で以前研修を積んでいただいた豊田からも応援に来ていただける先生がおりますが、そういった状況の中で何とか病床を回しておるわけでありまして、現状を見ましてもその人数ではないと言えればそれまでですが、現在も、4人程度の入院患者であります。そんな状況でありますので、今後は先ほど今浅尾議員が言われますように、医療施設に入院、いわゆる医療行為ができる病床がないとなれば、当然、一番近くは、隣、浜松市の佐久間病院であります。ここは15分から20分という状況です。それから、新城市民病院は約1時間程度だと思っておりますが、そういった状況の中で我々も努力をしながら、先ほど事務長がお話ししたように、事務レベルでは受け入れをしていただけることを協議をさせていただいておりますし、今後しっかりそのことは北部医療圏の中で新城さんとしっかり詰めていきたいと思っておりますので、そういう状況であります。このことも理解をさせていただいて4月以降の、

いわゆる体制づくりをですね今しっかり詰めておりますので。その段階でありますのでぜひ本当に大変申し訳ないと思いますが、3月での休止という状況にさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

御答弁をいただきました。私は、入院が無くなることの不安を入院とは別の機能で取り除くことは不可能だと考えます。今年4月、東栄町の高齢化率は50%を超え、人口の2人に1人以上が高齢者となっていく地域で支え合うということ、ますます困難になると考えます。また令和2年、東栄町内から病院に収容されるまで、救急車の平均所要時間、救急搬送にかかる平均所要時間は、救急車を呼んでから病院に着くまで84分、実に1時間半近くもかかることがわかりました。東栄病院があった、平成30年の67分から84分へと大幅な悪化です。愛知県平均は令和元年で32分でありますから、救急、時間外診療を持たない東栄町がいかにか今危険な状況かというのは分かると思います。町民の不安は、今現実のものになっております。そこで町長からもお話ありました。東栄町役場から車で20分足らずで行ける静岡県浜松市の佐久間病院について伺いたいんですが。町民からは救急、入院を託す最寄りの病院だという声が寄せられております。北部医療圏、愛知県で縛ったところで医療を求める緊急の患者にとって、県境は無いわけでありまして。しかし、令和2年、令和2年度、東栄町から佐久間病院に救急搬送された事例は、1年で188件のうち、たった5件でありました。私が新城市消防本部に聞き取りしますと、佐久間病院への搬送は事前に佐久間病院に連絡して、引受けの確約を得ている方、または、佐久間病院にかかっている方、とのことでありました。救急搬送先は愛知県内が基本。私たちは原則に縛られると言います。一方で、東栄町と浜松市との話合いがあれば、佐久間病院に搬送しやすくなると思うとおっしゃいました。事務レベルでの協議は行われていると言います。佐久間病院はですね、令和3年度現在、常勤医師3名で、一般病床36床、感染症病床4床を守り、さらに、24時間の救急医療を受け付けております。佐久間病院の事務長さんに伺いますと、佐久間だけでなく、いろんな地域の患者をどなたでも受入れている。東栄病院にお世話になった経緯があるので、同じように対応しているとおっしゃり、特段の協定などを結ばなくても町民を治療していただけるとのことです。また、佐久間病院への救急搬送は、患者が自ら電話をかけなくても、かかりつけであることも前提としないということもわかりました。事務長は、オペが必要な患者や重症の患者は診られないとしながらも、誤嚥性肺炎、蜂などの虫刺され、やけどなど、うちに

かかりたい方は受入れていますよとおっしゃいます。とはいえ、隣県、愛知県の病院であります。私は、町長が浜松市や佐久間病院を訪問して、救急の引き受けを協議し、新城市消防本部に要望として伝えれば、よりスムーズに東栄町民は近くにある佐久間病院に受け入れてもらえるのではないかと思います。町長後援会のチラシでありますけれども、受け入れ先として新城市民だけでなく佐久間病院も示されておいでです。町長に伺いたい。町民の不安に寄り添い、入院がなくなる不安をなくすため、浜松市佐久間病院と町長自ら協議していただけないでしょうか。その事をこの場でお約束いただけないか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

大変発展的な御意見をいただきました、誠にありがとうございます。まず、佐久間病院さんは元々近隣病院でありますので、私ども東栄病院との状況は、関係を持っておりますし、行政区の中で静岡県と愛知県という状況がありますが、今おっしゃることが本当であるといいますかそれぞれの事実を、があればですね、当然それなくてもそうですが、お願いをしに行っておくことは確かであります。事務的にもお願いをしておりますし、以前の透析の関係もそうですが事務長もそこにおりますので、佐久間さんとの関係が当然あるわけありますので、ところが救急搬送については、先ほどもお話をしておりますように、あくまで入院、入院はしないというのも医師の判断であります。だから入院ベッドがあれば全てが助かるといいますか、入るわけじゃないので、どこでどういうふうな判断をされるかということじゃないでしょうか。その方がその病院で実際診られなければ、入院をしてもですね、またそこから転院という状況になるわけありますので、その事も含めて、やはり考えていただかなきゃいけないかなというふうに思っております。今、お話をした救急搬送については、行政官といいますか、当然、救急は新城消防であります。新城消防の中に、あえてその中に以前も9月の時にお伺いしたかわかりませんが、救急救命士が乗り、救急車に乗り、多分その指示を受けておるのが新城市民病院ではなく、豊川市民病院だというふう聞いております。そういう中で、支持を得て患者を運ぶという状況だというふうにお伺いしておりますので、浅尾議員が今おっしゃるようなことが現実的にすぐできるというところであれば、早速にでも佐久間病院で受けさせてもらいます。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

できるということであればということではなくて、町長として町民の命を守るために是非そうしていただきたいというふうに考えます。続いて3の(4)、特別交付金についてお尋ねいたします。私がこの交付金の事前協議について問題にしましたのは、県の報告書を読みますと、医療センター等整備に使う木材の調達費についても同じ問題があることが分かったからです。令和2年8月3日、東栄町の担当者へ、木材調達費については、本交付金の対象として認められない旨を説明し、了解を得ましたという報告であります。しかし御承知のとおり、町は昨年6月に配付した資料の中で、同月から木材調達を開始するスケジュールを示しておりました。県は、東栄町に対して事前協議以前に木材を調達した経費（材料費）を対象経費として認めることはあり得ないとの見解を示しております。私が厚労省の担当課にお話を伺いますと、昨年、町からは、事前協議はいつまでに行うものかとの相談があり、最悪、着工前と回答したと伺いました。答弁では、契約内容の確認段階であり、事前協議は行われなかったということであろうかと思えますけれども、着工前に事前協議が必要だという認識はなかったのか伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

この件につきましては、先ほど午前中の山本議員のところでもお話をさせていただいたとおり、現在、住民監査請求の却下から訴訟事案とされております。その経過等御存じだと思いますが、既に住民訴訟に係る件でありますので、その最中でありまして、それから傍聴の中には原告の方がおりますので、答弁を控えさせていただきたいと思えます。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

それでは最後、2の(6)地区懇談会の開催についての認識を伺います。今から2年前の丹羽治男東栄医療センター長の2019年10月の医療センター等整備事業の統

括会議の資料の中にですね記載されていることをちょっと紹介したいと思います。病院廃止後の東栄医療センターの機能制限により、在宅患者が急速に減少していると記されております。そして、東栄町で在宅医療について、本人、家族、地域の選択と覚悟が求められる。今は早期施設入所の流れが強くなっていると記しています。大変重要な指摘だと思います。私たちは、今、一体どんな選択と覚悟が必要だということか、町民には伝わっていないと考えます。多くの町民は不安を持っていますが、病気、事故の当事者になって救急車を呼んだ時にしか、その時の状況はわからないわけであり、名古屋でも東栄町でも、住民は同じ料率で後期高齢者医療保険料を払っております。それなのに、救急搬送でも入院でも在宅医療の上でも、東栄町民には特別な選択と覚悟が求められるというのは、率直に医療差別の段階だと私は考えます。入院が無くなる、来年3月にも無くなる。これは町民の命がかかった問題であります。ぜひ地区懇談会、早期に開催していただき、丹羽先生にも同席していただいた上で、今後の医療体制、町民に降りかかる問題を地区懇談会で説明していただきたいと思いますが、町長の認識を伺います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先ほども住民福祉課長がお答えしたとおり、今の現状の状況がですね来年4月からの診療体制も含めて、そういう状況。今、最終的な詰めに入っております。これが出来た段階で、地区のほうにですね懇談会等を開かさせていただけるとありがたいというふうに思っています。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

質問はこれで終わりますが、入院がなくなる不安を取り除く方策は示されないまま3月末で入院がなくなろうとしております。早急な対策を求めて質問を終わります。

議長（原田安生君）

以上で1番、浅尾もと子君の質問を終わります。

議長（原田安生君）

次に、6番、森田昭夫君の質問を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番、森田昭夫君。

6番（森田昭夫君）

マスク外さしていただいでもらって。それでは私の方からは、一問一答方式で質問に、一般質問をさせていただきたいと思います。東栄町の皆さんは、東栄町という町に、どのようなイメージを持たれているのでしょうか。また、町民の方々から負託を受けている我々、町長も含めて、一町民としても、どのような町になってほしい、どのような町を作っていきたいとお考えでしょうか。私は、あそこに掲げられています、先人たちが守り育ててきました、「東栄町民憲章」の一条、一条に共感を覚えています。我が「まち」は、春は目にしみるような新緑がまぶしく、秋は色とりどりの紅葉が非常に美しく、住んでいる町民は彩られる四季を愛で、短い酷暑や酷寒とも共生をしている概ね温暖な中山間地です。太陽の光に反射して、山は紫色に、澄んだ水は、はっきり見える、山紫水明にも似た河川の水、清浄な空気を求めて来町・移住の方々もみえる、自然豊かな町です。また、中山間地だけではなく、大都市以外の、日本全国で悩み・課題とされている、少子高齢化・人口減という、過疎化にもかかわらず、「困っている人をお互いに助け合う、人情に厚い人柄の町」を感じていただいている。これもまた、移住者にも、東栄町の自然とともに、移住理由とされているところです。私は、これを守っていきたい、守らなくてはならないと考えています。選挙という民主主義の争いも、愛知の屋根といわれる税収の少ない奥三河であってみれば、むしろ、4年に一度の恒例行事ともいえる争いです。選挙はまちづくりの王道で、そうした争いも、互いに顔の見える、町民同士の信頼と知人・友人の多い、仲の良い町民のまちであったが故だと思います。しかし昨今、あちこちで、「またやっつる」、「何で、こんなことばかり新聞に載るだん」などの声が聞こえてきます。新聞記事も、世界や都市部の話題である間は、「ほう、そうか」、「へえ、なるほど」と、政治・社会の問題を教えてくれる、必読の情報源です。しかし、記事内容が、自らの町のテーマになる様になると「何か違っちゃおらんかん」、「寄り添うと言いながら、取材先とか、発言が、一方的に偏っておらんかん」、という声が、聞こえて来るのは、私だけではないと思います。近隣の町村の知人に会いますと、「東栄町は元気だのう」とか、「にぎやかだのお」、「権利ばかり主張する人がおるだのん」、などと、揶揄されることは、たびたびです。このようなことは、ずいぶん前から、続いているのではないかと思います。緑風園の建設、林道や町道の開設、温泉の建設などなど、歴代の町長が頭を悩ま

してきた、沢山の揉め事を繰り返してきた某議員の存在も忘れてはなりません。これらの経緯は、チラシで町内に配布されていたので、記憶されている方も多いのではないかと思います。これらのチラシは、町長室の書庫にまとめられ、スクラップされ、保存されていました。しかし残念なことに、それらは全て焼却処分されたと聞き及んでいます。今では、記録はなくなり、記憶しかありませんが、人柄・人情の町民の町ならでは、「許すのではないが、追及・訴訟まではしない」が、町民の選択とされてきたようです。これまでの事案は、私の記憶に間違いがなければ、とあえて申し上げますが、そうした事情とは、最近違った、憂き目に町政が巻き込まれ、役場職員は、通常業務以外に多くの時間を割かなくてはならなくなっていると感じています。以前からも続いていましたが、最近では、さらにそういったことが頻繁に起きているのではないかと感じます。チラシのみならず、SNSを利用した、町政を批判的に否定的に批判する書き込みも散見します。SNSの効果のせいか、他市町村の閲覧や書き込みも多いように思います。その結果、先ほどの近隣町村の方々の揶揄につながっていると思われます。そこでお伺いします。この5年間で、情報公開請求や監査請求、訴訟など町政に対する、請求などの事案の種類と件数は、年ごとに何件あり、何人が当事者か。また、同様の要求は、隣接する設楽町・豊根村では、何件あるかお伺いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは回答させていただきます。まず、情報公開請求につきましては、件数ですが平成29年度は3件、平成30年度は2件、平成31年度と令和元年度の計で21件、令和2年度が30件、令和3年度、12月3日現在ですが、18件。合計が74件の請求がございました。このほか監査請求ですが、これが3件、訴訟につきましては、1件でございます。次に、隣接の町村、こちら行政係で確認させていただきましたが、情報公開につきましては、設楽町は5年間で18件、豊根村につきましては5年間で3件でございます。監査請求、訴訟はないということの確認がとれております。以上です。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

ありがとうございました。私が想像していたより、はるかに多くの事案が東栄町では発生しており、隣接している設楽町や豊根村は、はるかに少ないことがわかりました。全国の、山間へき地にある、同じくらいの規模の自治体は、設楽町や豊根村と同様だと思いますが、ここ東栄町は、異常な状態ではないかと思います。情報公開だけでも74件、監査請求が3件、訴訟まであります。設楽町は5年間で18件。豊根村は5年間で3件であるという事ですが、東栄町は、この3年間だけでも60件を超える請求があり、このことに対応する専門職のいない小規模自治体の職員の方々は、本当に大変な目にあっていると思います。請求者の人数、回数は答えることができないという事で非常に残念ですが、これはごく少数の人たちが行っているのではないかと予測します。これは、「自分たちの、思うがままに町政を動かしたい」と思う、反体制の少人数の者たちが、町民の方々を先導し、町政の混乱を招こうとしているのではないか」と思います。町長にお伺いします。町長はどのように感じていらっしゃるでしょうか。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

今回答をさせていただいたとおりでありまして、この3年間で今お答えをした件数でございます。この情報公開等につきましての権利を行使することは、何て言いますかね、批判するといいますかそういう状況ではございませんが、今お話しがございましたように、小規模自治体が、行政的事務の停滞の原因になることも当然だと思いますし、それに関わる職員等の心労も当然そうだというふうに思っております。しかしながら先ほど言いました権利という状況がありますので、これを直ちにどうこうということは申しませんが、ある自治体においては、これ横須賀市だったと思いますが、条例にですね、情報公開の目的のため以外には公表しないというような条文を入れたところもありますし、ここは大きな市であります。小さな自治体の状況も、確かにいろんなところでこの問題があるということは聞いておりますが、できうれば今言ったような状況にならないように我々もしっかり情報開示をしていかなきゃいけないですが、その辺のところ、考えますと、数としては本当に異常な数かなというふうには考えて。まだまだそういう状況の中で、この権利を行使しておるところもまだ件数が実際にはあるわけありますので、その辺のことも含めてしっかり対応していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

ありがとうございました。確かに権利は権利であります。権利を振り回す、これ異常な状況であるのではないかなとこんなふうに思います。非常に公表、公開するのは難しいと、難しいというか、という状況もおありでしょうけども、請求者の氏名や回数はこういった小さな町です。町民にとって、誰がどのような請求を行っておるか。どれだけ職員は苦勞しているか。どのような状況かは、逆に町民も知る権利があるはず。ですから、執行部でしっかりと共有して、条例の中には、町長が必要ということ認めれば、公表できるとも書かれていますので、ぜひ公表ができるように、前向きに御検討を、いただきたいと存じます。役場職員の執務時間や時間外の経費という、いわゆる公的資源の異常を伴う事案であってみれば、情報公開の内容そのものにある個人情報、開示制限をすべきと考えますが、その請求者や請求タイトルぐらひは、当面する事務経費、事務関係経費等は、公金でありますので、住民サービスに係る時間にも影響しますので公開されてしかるべきと考えます。異常に多い情報公開請求は、あるようですが、このような事案に関わった職員の延べ人数と業務時間は、どれだけだったのか、お伺いをします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

それでは回答させていただきますが、情報公開請求に関わった職員数ですが、ちょっと回答が難しいところがございます。実人数で17名程度と思われ。このほか公開請求に係る業務の内容は、請求内容の確認ですとか、第三者情報の取扱い、あるいは公開決定に係る判断、写しの印刷、点検を行います。議員の質問で時間はとございますが、情報公開に対する日常、労働時間記録したものは、すいません。時間であらわすと困難でありますので私が各課から聞き取ったものですが、簡易な案件につきましては、2、3時間程度で完了するものもございます。このほか情報公開請求の内容が大量にあるものは、平均で2日から5日を要することもあります。時間がかかるものを1週間を要した案件もありました。情報公開決定の期限がございませぬので、この業務を優先して行うことが大変多いと感じております。時間外労働で対応することも頻繁にあり、過去に時間外手当を超過補正させていただいたこと

もあります。以上です。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

ありがとうございました。予想通り、多くの職員が、通常の業務以外にこれだけの時間をこのことに費やしているという事は、少なくとも町民へのサービスに大きく影響していると思います。働き方改革で、残業時間を少なくするといった国の方針で、あらゆる業種の方々が、今、働き方や仕事の見直しを目指していますが、このような、異常な事態が、この町役場で起きていることは、非常に遺憾に思います。このような請求をしている方は、先程も町長から話しがありました、条例に定めてある町民の権利だと言われるかもしれませんが、権利ばかりを振り回して、結果、間接的にではあっても、町民の皆様には迷惑をかけていることはご存じなのではないでしょうか。一部の人の政争や思いこみが、必要最小限で勤務をしている小規模役場職員の通常業務に支障をきたし、執務時間に大きく影響させ、結果、町民サービスにも影響させるようなことは、私は見過ごすわけにはまいりません。このような異常な事態を招いている役場の現状は、12チャンネルで公表・公開することはできないかお伺いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい。情報公開請求に係るに関する実施状況の公開ですが、先ほど申し上げたとおり、今の段階では条例第21条と規則の8条に規定されて、件数の報告となっておりますので、内容ですとか、どのような広報の仕方、公表の仕方を含めまして、今後検討させていただく予定でございます。以上です。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

はい、ありがとうございました。先ほども申し上げましたが、町長が認めれば公表、

公開できるわけです。早急に前向きに検討して、今どのような状態が役場内に起きているか。町民の皆様には知っていただけるようにしていただきたいと思います。次に、教育委員会にお伺いします。小中一貫教育は、私が役場に在職中、いつも気に留めていた課題です。特に小学校建設問題と並行して近い将来に於いて必ず必要な課題であると考えていました。中学校建築当時の生徒数は、360人ほどの建築規模だったと思います。建築後の経過年数もかなり進んできており、あちこちも随分傷んできております。70人余の生徒や教職員が建物を管理するのも当時から大変な状況でした。現在もその大変な状況は続いていると思います。当時から、小中一貫教育のメリットはいくつか挙げられておりました。例えば、小学校から中学校への接続がスムーズに行うことができ、いわゆる中1ギャップ、不登校の減少につながる、小学校時の学習で定着しきれなかった内容を中学校の課程において補うことが容易になる。異年齢とのコミュニケーションの機会が増える。小学生の中学生へのあこがれ。中学生の小さい子への思いやりが育まれるなどいくつかありまして、財源豊かな自治体ほど一貫教育に向け建築が始まっていたと思います。東栄町も小学校統合の約束で小学校建築の協議をしていましたので教育委員会でも小中一貫教育の検討をしていましたが、現在の場所に小学校が建築される頃には一貫教育の声も聞こえなくなり、現在に至っています。生徒・児童の学級人数が少なくなるほど小中一貫教育は必要な環境ではないかと思えますし、最近では小規模校ほど一貫教育が進んできていると思います。そこで伺います。教育委員会の小中一貫教育の最近の動き、今後の方針など教育委員会の考え方をお伺いします。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

小中一貫教育についてのお尋ねでございます。小中一貫教育の機運が高まり、小学校、中学校の9年間の義務教育を一つの学校の中で一貫して行う義務教育学校が制度化されたのが平成27年でございます。その背景には、議員の御指摘のとおり、中学校へ入学する際の違い戸惑う、いわゆる中1ギャップを解消するという意図がございました。ただ、従来の制度につきまして、小学校を卒業し中学校の新しいシステムに移るという仕組みには、子供自身の成長の自覚を高める、成人式っていうんですかね、節のような感覚、それから新しい環境に適応していく力を育てるといふ、その順応性を育てるといふ効果もあると一方では考えております。一方、東栄町では、昭和50年代半ばから伝統的に天地人教育の理念で、町内の全部の小学校、中学校が連携して研究を続けてきております。平成26年度には第6次総合計画で小中連携の推進を課題

として上げてまいりました。さらに令和元年度の保育園の統合を機にしまして、各1保育園、1小学校、1中学校となったことから、保育園も含めて連携をとった教育を目指すというふうなことを目標に上げまして、平成30年度の12月からは、校長会議に園長先生も出席をしていただいて、共通の理解のもとで教育に取り組んでいくように改善をしたところでございます。そして教育委員会議や校園長会議で、東栄町の中学校卒業するときまでに育てたい姿というようなものを具体的に協議をして、これを共有してそれぞれの発達段階での教育に取り組んでいただいているところでございます。さらにですね、保育園での教育、それから学校教育についての目標を、保護者の皆さんだけでなく、地域の方々にも御理解をいただいて、地域の方々の環境からの教育効果が高まることまで目指しまして、学校運営協議会組織を組織していくことを昨年度の総合教育会議でお認めいただいたところでございます。この仕組みについては、令和5年度を目安に具体化を進めているところで、住民全員で保育園、小学校、中学校の教育をしていこうと。さらに、それぞれの連携を深めようというふうな計画で取り組んでおります。保育園、小学校、中学校それぞれ1校ですので集団の変化から受ける刺激が少ない、これも御指摘のとおりでございます。その長所も一方にあります。保育士や先生がたが、教育方針を共通理解をして指導に取り組むということは、子供の理解も深まり、高い教育効果が期待出来ます。さらに、町の教育について保護者、教職員、地域そして当事者である子供自身も、全体像を共有して連携することは、これは議員の御指摘のとおり本当に必要であり価値のあることと考えるので、その具体化を今後図ってまいりたいというふうに思っております。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

はい、ありがとうございました。私も教育の専門家でもありませんし勉強したこともありません。もちろん、こういったことは、人を育てるということは本当に非常にいろんな難しい部分もあるかと思えます。せめて、少なくとも教育委員会が中心になって、都市部の子供たちとも格差もない教育環境を是非とも作っていただきたいということをお願いをしておきます。次に、イエナプランについてお伺いします。先月11日の新聞にイエナプランの記事がありました。私もこのことは、実は勉強不足で、知人に指摘されて始めて目にしたところでした。イエナプランの教育の手法・コンセプトとされる「互いに尊重しあう」「自己学習力」「探究的な活動や体験」「他者と協働する学び」は、コミュニティスクールとともに地域福祉や地方自治の実践にもつながる社会性が育まれるものと同感させられます。当然、教育委員会ではこのことは承知を

しているとは思いますが、今現在どのように認識をしているかお伺いをします。

(「議長、教育長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、教育長。

教育長 (佐々木尚也君)

イエナプランについてのお尋ねでございました。11月11日付け中日新聞の記事には、名古屋市立山吹小学校の学校の形にアレンジをされたイエナプランの公開授業の様子が紹介されておりました。私も読ませていただきました。イエナプランってというのは、教育の一つの形態でございましてオランダで普及をしております。子供の主体性と協調性を育てることに重点を置いた教育の形である、これも御指摘のとおりでございます。その特徴ですけれども、端的に言いますと1週間分の学習計画を、例えば月曜日のどこかの時間で立てて、それを必要に応じて教員のアドバイスを受けながら、計画に沿って1週間授業を、授業ですか学習をそれぞれが進めていくという点でございます。また、お話にありましたように、教科の区別をつけない総合学習、これを大変重視しております、テーマについて学習を進めるということが特に大切にされています。オランダの場合では、1、2、3の小学校1、2、3年生、4、5、6年生を縦割りの何グループかに分けてそれクラスというふうにして学習を進めているということも特徴になっているものでございます。さて現在の東栄小中学校の教育の形態とイエナプランの形態でございすけれども、これそれぞれ長所、短所もあるというふうに考えております。議員の御指摘のありました主体性それから、協調性、リーダーシップを育てるというイエナプランの重点については、令和の教育の形という形で文科省から示されている中にも重点的に示されているところでございまして、これまでの教育形態でも積極的に取り組んでいるところでございます。先ほどお話がありましたように少人数の中でございますので、リーダーシップを育てたり、様々な活動に触れるということについては、環境的にすぐれている状態が東栄小中学校の場合にはあるかなというふうにとらえておりますので、そういうところにも重点は置かれております。一方、イエナプランの制度を取り入れた場合に、現行の日本の高校入試の制度に対しては、多少弱点になるというか、うまく適応出来ない場合もあります。それから、評価についても、まだ課題は残されているかというふうに思っております。現在、実践校、長野県に1小学校、来年の4月から広島県に小学校、これは公立、私立、私立というのは、市立の小学校が1校開校の予定です。それから、長野県の小学校に中学校が改めて開校されるという予定でございます。日本の中でも参考事例も少ない状況ではありますけれども、育てようとする力、それからその育成方法については、参考にすべき点が多々あるというふうに考えますので、今後も私どもも研究を進めな

がら、本町の小中学校の教育の向上に資するように研鑽を進めてまいりたいというふうに考えております。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

ありがとうございました。子供たちの教育環境だとか学習環境、これはもう毎年、年を追うごとに変わってもいきますし、子供たちの成長にも、成長というか時代にも合わせなくてはならない非常に大事な事であると思います。都市部の子供たちに遅れをとらないように、今後も研究を重ねていっていただき、また都市部に遅れないように、決めるときには素早く対応をしていっていただきたいなとこんなふうに思います。いろいろありがとうございました。本日の私の質問は、職員の働き方改革、執務時間と教育環境・学習環境についてお伺いをしました。冒頭申し上げましたが、この町は自然豊かで人情は厚く、町民は協働し助け合い、いさかいはなく、静かにゆったりとした時間が流れていく、他の町村の方々からは「東栄町民は仲がいいのお」といわれる、そんなかつての町の風情をいつまでも感じられる町であってほしいと願っていますしそうあるべきだと考えています。しかし、残念ながら、異常に多くの情報公開請求があり、同じ規模の町村にはほとんどないと思われる監査請求や訴訟まで起きており、職員の皆さんは働き方改革とは程遠い、大変な状況下であると思われまます。人は、攻撃をされれば防御をします。反撃もします。小さな人口の少ない自治体ほどお互いを信用し、信頼をして協働しなければ町は崩壊してしまいます。このような分断のまち、風情の無い社会を作らないようにするためにもイエナプランという教育方法論も研究をされていますが、子供たちだけではなく、大人も互いに尊重しあう、他者と協働する学びこそが必要ではないかと思えます。少子・高齢化と過疎化が予想以上に進んでいる脆弱なこの東栄町こそ、次代を担う子供たちの教育環境や学習環境を整え、将来もこの町が永遠に持続できる地域力を蓄えるための方策を皆で考え、決定した事はみんなが協働できる町づくりに、町民一人一人がご理解いただけることを願って私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（原田安生君）

本以上で6番、森田昭夫君の質問を終わります。以上をもちまして、本日の日程、一般質問を終了いたします。本日はこれにて散会といたします。